

西東京市環境基本計画(後期計画)

～良好な環境を将来の世代に引き継ぐために～



平成21年3月

西東京市

ごあいさつ

現在、環境をめぐる社会情勢は刻々と変化し、一刻も早い対処が求められています。環境問題は、現在の世代だけでなく将来世代へも影響のあるきわめて深刻な問題ですが、だからこそ、世界中の全市民が一丸となって取り組まなければいけない問題です。

西東京市においても、環境問題に市をあげて取り組むため、平成16年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策に取り組んできました。それから5年を経過し、これまでの成果を振り返るとともに、社会情勢の変化に対応した実効性の高い計画とするため、今回計画の見直しを行いました。

この5年間における最大の変化は、「地球温暖化問題」等の環境問題に対する市民の注目度が一段と高まってきたことです。そして、以前よりもさらに緊迫性、深刻性をました地球規模の環境問題に対して、市民パワーが中心となって問題を解決していこうという動きが市内でも活発になってきました。

こうした社会的動向を踏まえて、今回「西東京市環境基本計画（後期計画）」として今後5年間の環境施策をより実効性のあるものへ再編成しました。中でも注目すべきは、地球温暖化問題を最重要課題として、重点プロジェクトを見直した点です。市では、これまでも環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事務・事業を進めてきましたが、平成20年度にエコアクション21という新たな環境マネジメントシステムを導入し、さらに柔軟に環境配慮行動に取り組み、施策を着実に推進していきます。今後は、本計画をもとに、市民、事業者の皆様と共に環境保全に努めてまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、計画の改訂にあたり、熱心な討議をいただいた西東京市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートに御協力いただいた市民・市内事業者の皆様、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成21年（2009年）3月

西東京市長 坂口 光治

目 次

第1章 環境基本計画見直しの考え方	1
1 見直しの必要性	3
2 改定の基本的な考え方	7
第2章 計画の基本的事項	11
1 計画の役割と位置づけ	13
2 計画の基本理念	15
3 計画の期間	16
4 計画の対象地域	16
5 計画の対象範囲	16
6 計画の主体と各主体の役割	17
第3章 西東京市の特性と目指すべき将来像	19
1 西東京市の概要	21
2 環境の課題	24
3 目指すべき将来像	25
第4章 将来像を実現するための取り組みと各主体の役割	31
基本方針1：良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす	
1 環境汚染の防止	33
2 道路環境・交通マネジメント	36
3 都市景観・都市環境の保全	40
4 指標及び数値目標	43
基本方針2：都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる	
1 みどりの保全・育成	44
2 水辺環境の保全	50
3 自然とのふれあいの確保	53
4 歴史的・文化的環境資源の確保	55
5 指標及び数値目標	57
基本方針3：生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する	
1 広域的な環境問題への対応	58
2 ごみの再資源化と再生製品の利用	63
3 農と消費の一体化	67
4 指標及び数値目標	70
基本方針4：みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ	
1 環境情報の共有	71
2 環境学習の推進	73
3 環境保全活動の推進	76
4 パートナーシップの推進	78
5 指標及び数値目標	80

第5章 重点プロジェクト	81
第6章 計画の推進・進行管理	87
1 計画の推進体制	89
2 進行管理の手法	92
資料	95
1 計画策定の経緯	97
2 西東京市環境基本条例	105
3 施策事業スケジュール	111

第1章 環境基本計画見直しの考え方

第1章 環境基本計画見直しの考え方

1 見直しの必要性

西東京市では、平成 16 年 3 月に環境基本計画を策定し、持続可能な循環型社会を目指して、5 つの重点プロジェクトを掲げ、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐため」の環境施策に取り組んでいます。

この間、国内人口の頭打ちの中、西東京市の人口は 177,607 人(平成 13 年)から 189,863 人(平成 20 年)へと 6.9%も増加し、中高層集合住宅の増加とともに生活スタイルも確実に都市型へ向かっています。また、西東京市を取り巻く環境や市民の関心・満足度も変化しています。

私たちは、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ため、変化する身近な環境問題や関心が高まる地球温暖化問題に、市民、事業者、行政の各主体が協力して取り組むことが求められています。このため、これまでの取り組みの成果や課題、国内外の社会状況の変化や市民の関心の変化も踏まえて、西東京市環境基本計画の見直しを行う必要があります。

(1) 西東京市を取り巻く環境の変化

西東京市を取り巻く環境については、国や東京都の工場・事業場に対するばい煙の排出規制、自動車に対する燃費・ディーゼル車排出ガス規制等によって、ほとんどの大気汚染物質の濃度が低下傾向にあります。しかし、光化学オキシダント*については、環境基準を達成することができず、高濃度の光化学オキシダントが出現する日数が都内全体で増加する傾向にあり、西東京市が含まれる北多摩地区でも、光化学スモッグ注意報の発令回数が改善されていません。また、工場廃止時に事業者が実施する土壌汚染状況調査で、市内においても土壌汚染が確認されるなど、土壌・地下水汚染対策の重要性も高まっています。

やすらぎやいやし効果、景観形成、大気浄化、二酸化炭素吸収、昆虫・小動物の生息地など、多面的な機能を有する市内のみどりについては、相続などを機会とした農地の宅地化や、丘陵地や樹林地の市街化などによって確実に減少しており、「季節感の喪失」「野生生物の減少」「地面保水力の低下」といった問題を引き起こしています。

ごみの減量化・資源化については、平成 19 年度からプラスチック容器包装類の分別収集、家庭ごみの戸別収集及び有料化の取り組みが始まり、ごみ排出量が大きく減少しました。

また、近年は、冷房の使用や自動車交通量の増加による排熱や、建物や道路の舗装面に覆われた地表面積の増加による輻射熱の放出が原因とされるヒートアイランド*現象も問題となっています。

何よりの変化は、地球温暖化*の進行で、IPCC*(気候変動に関する政府間パネル)の第 4 次報告書により、地球温暖化が人の活動によって起きていることがほぼ断定され、国や地域を超えて人類が対策に取り組まなければならない深刻な問題となっています。平成 19 年 9 月には、北極海水の面積が観測史上最も少ない 413 万平方 km²(これまでは平成 16 年 9 月に観測された 532 万 km²)になり、1950 年代～1960 年代 9 月の海水面積の 50%までに減少しました。この面積は、IPCC 第 4 次報告書が予測した 30 年～40 年後の北極海の状態に近く、予測を超えた速い速度で北極海水が減少しています。また、平成 19 年の 6 月～8 月の白夜は、晴天が長く続いたことで多量の太陽光が北極海に吸収され、熱として蓄えられたことから、地球温暖化の進行が一層加速化することが危惧されています。さらに、グリーンランドの氷床融解による影響も危惧され、融解による海面水位の上昇に

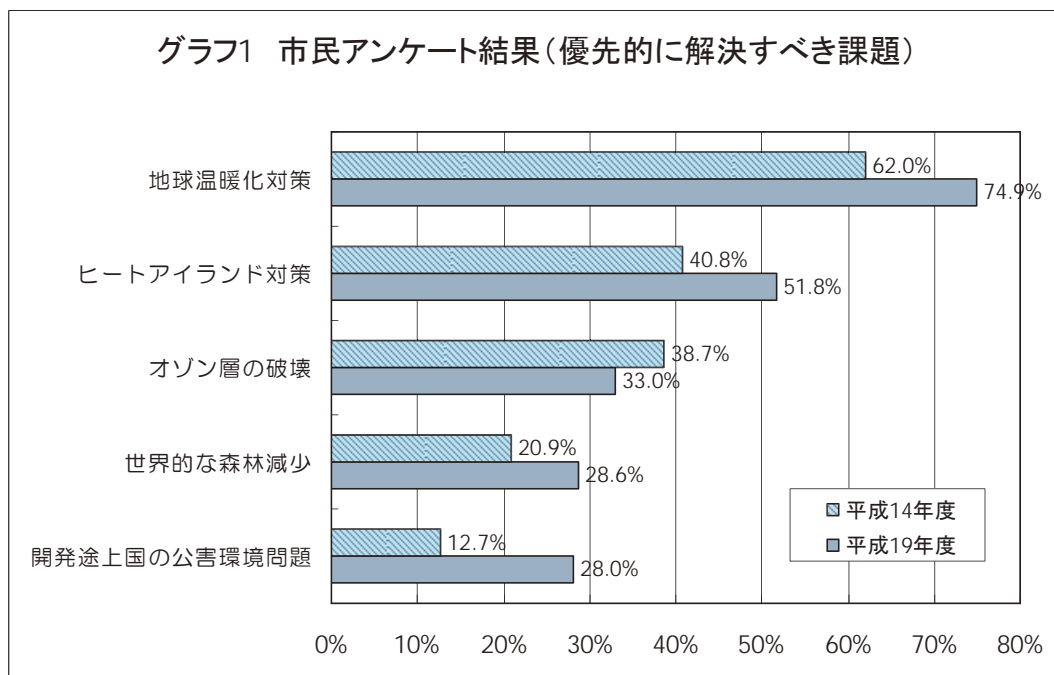
よって、国そのものが消滅する危機に瀕している島国もあります。

国内においても、平成 19 年 7 月の台風第 4 号が最大瞬間風速の記録を更新（宮崎県日南市：55.9m/s）したり、同年 8 月に埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市で 74 年ぶりに最高気温の記録を更新（40.9℃）したりするなど、地球温暖化が原因と考えられる異常気象現象が起きています。平成 18 年 9 月 11 日には、西東京市でも豪雨を記録（85 mm/h）し、市街地の一部で床下浸水や路上冠水が発生しています。

(2) 市民の関心・満足度の変化

■ 市が優先的に解決すべき課題

平成 19 年 10 月に 18 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施したアンケート（回答 842 人：回答割合 42.2%）では、市が優先的に解決すべき課題として、回答した市民うち 74.9%が「二酸化炭素の増加による気候変動（地球温暖化）」をあげています。

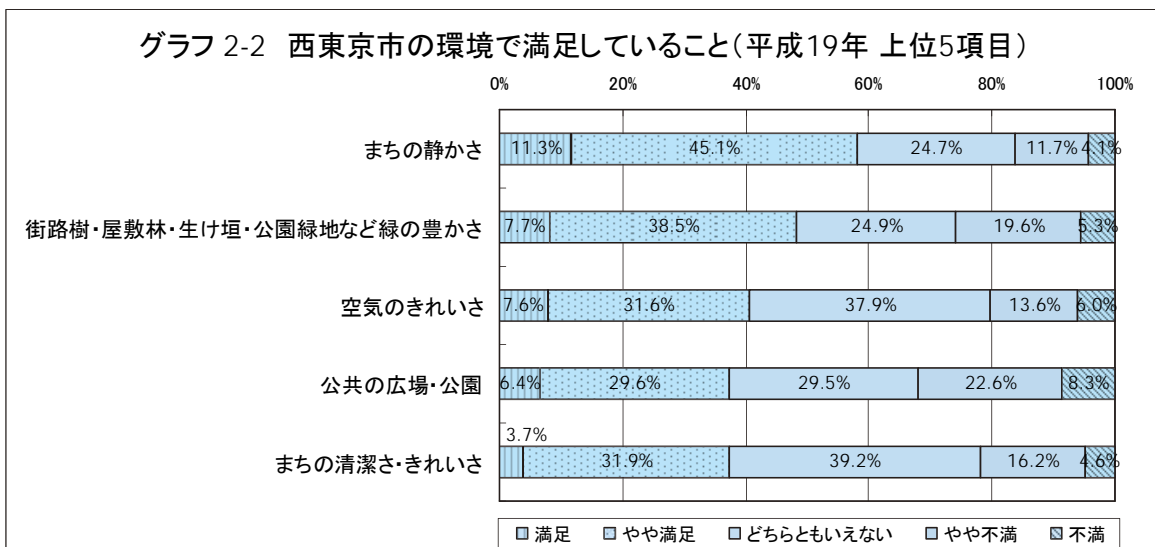
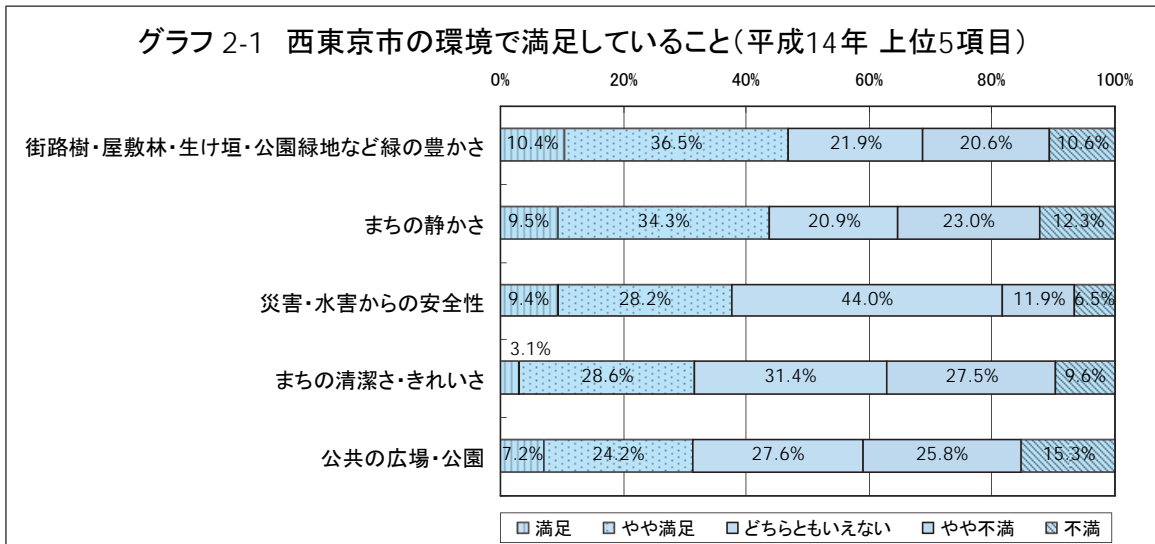


平成 14 年 8 月に 18 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施したアンケート（回答 845 人：回答割合 42.3%）におけるこの設問の回答割合（62.0%）と比較すると約 13 ポイント上昇しています。回答割合の高かった上位 5 つの課題を見てみると、平成 14 年に実施した市民アンケートでは、「二酸化炭素の増加による気候変動（地球温暖化）」（回答割合 62.0%）、「ヒートアイランド現象」（回答割合 40.8%）、「オゾン層の破壊」（回答割合 38.7%）、「有害化学物質による環境汚染」（回答割合 37.0%）、「リサイクル」（回答割合 26.6%）があげられていましたが、今回の調査では、地球温暖化のほか、「ヒートアイランド現象」（回答割合 51.9%）、「オゾン層の破壊」（回答割合 33.0%）、「世界的な森林の減少」（回答割合 28.6%）、「開発途上国の公害環境問題」（回答割合 28.0%）があげられ、上位 5 つのうち 4 つまでが地球規模の問題になっています。また、都市部固有の「ヒートアイランド現象」の回答割合が約 11 ポイント上昇しています。

■ 環境に対する満足度

西東京市の環境で満足していることについては、「満足」及び「やや満足」と回答した割

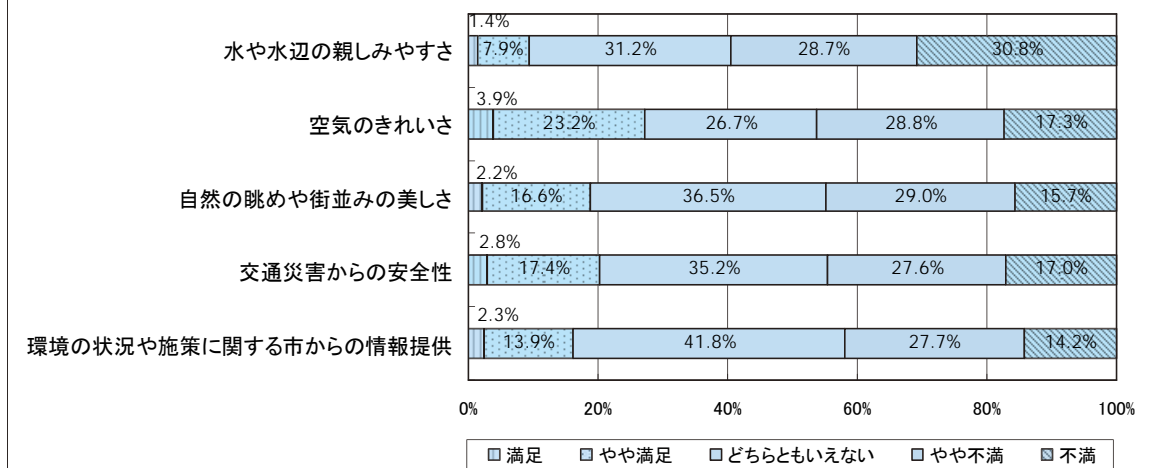
合の合計が高かった項目は、平成14年の調査では、「街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地などの緑の豊かさ」（回答割合46.9%）「まちの静かさ」（回答割合43.8%）「災害・水害からの安全性」（回答割合37.6%）「まちの清潔さ・きれいさ」（回答割合31.7%）「公共の広場・公園」（回答割合31.4%）でしたが、今回の調査では、「まちの静かさ」（回答割合56.4%）「街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地などの緑の豊かさ」（回答割合46.2%）「空気のきれいさ」（回答割合39.2%）「公共の広場、公園」（回答割合36.0%）「まちの清潔さ・きれいさ」（回答割合35.6%）でした。「まちの静かさ」が12.6ポイント上昇したほか、前回調査で上位5項目に入っていなかった「空気のきれいさ」が12.1ポイント上昇しています。前回調査で上位5項目に入っていた「災害・水害からの安全性」は、6.9ポイント減少しています。



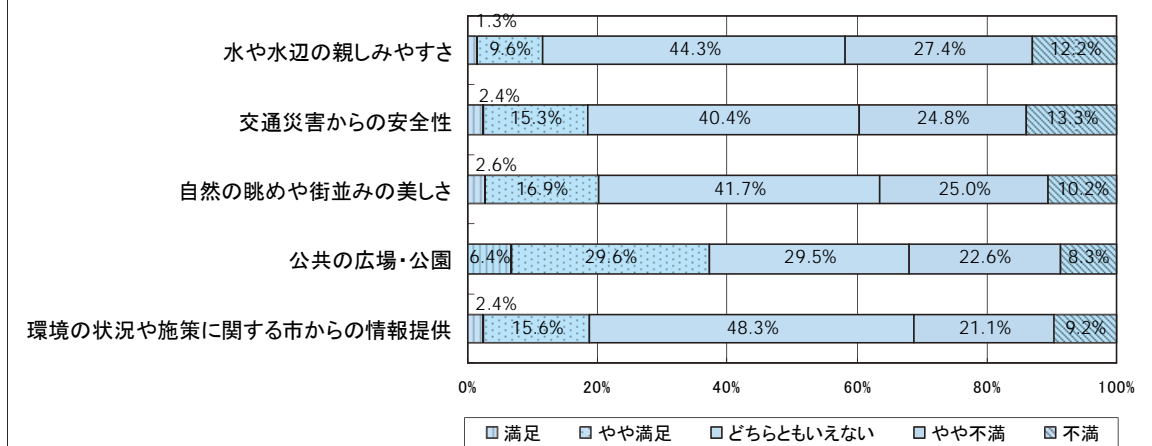
一方、西東京市の環境で不満なことについては、「不満」及び「やや不満」と回答した割合の合計が高かった項目は、平成14年度の調査では、「水や水辺の親しみやすさ」（回答割合59.5%）「空気のきれいさ」（回答割合46.1%）「自然の眺めや街並みの美しさ」（回答割合44.7%）「交通災害からの安全性」（回答割合44.6%）「環境の状況や施策に関する市からの情報提供」（回答割合41.9%）でしたが、今回の調査では、「水や水辺の親しみやすさ」（回答割合39.6%）「交通災害からの安全性」（回答割合38.1%）「自然の眺めや街並みの美しさ」（回答割合35.2%）「公共の広場・公園」（回答割合30.9%）「環

境の状況や施策に関する市からの情報提供」(回答割合 30.3%)でした。前回調査で不満な項目の上位に入っていた「空気のきれいさ」は、26.5ポイント減少し、満足している項目の上位に入りました。「公共の広場・公園」は、「不満」及び「やや不満」と回答した割合が前回調査から10.2ポイント減少し、満足している項目の上位に入りましたが、不満と感じている項目の上位にも入り、評価が分かれる結果になりました。その他の項目については、全体的に「不満」及び「やや不満」と回答した割合が10~20ポイント減少しています。

グラフ 3-1 西東京市の環境で不満なこと(平成14年 上位5項目)



グラフ 3-2 西東京市の環境で不満なこと(平成19年 上位5項目)



- 光化学オキシダント：自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生させる物質。日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、光化学オキシダントやPNA（パーオキシアセチルナイトレート）等の濃度が局所的に高くなったものを光化学スモッグという。
- ヒートアイランド：アスファルトやコンクリートに蓄積された日射熱や自動車やエアコンの排熱などによって、都市部の気温が郊外に比べ高くなること。
- 地球温暖化：石油、石炭など、化石燃料由来のエネルギーの大量消費によって、二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が高まり地球の気温が上昇し続けること。日本の削減目標となっている温室効果ガスとは、二酸化炭素をさす。
- IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。地球温暖化について科学的な研究を行うため、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が1988年に共同して設立した。少数の政府関係者と公募により選ばれた各国の研究者で構成される。

2 改訂の基本的な考え方

計画策定後の法整備や新たな環境問題などの社会状況の変化や市の取り組み状況、課題を踏まえた見直しを行います。

(1) 基本方針と施策の方向性

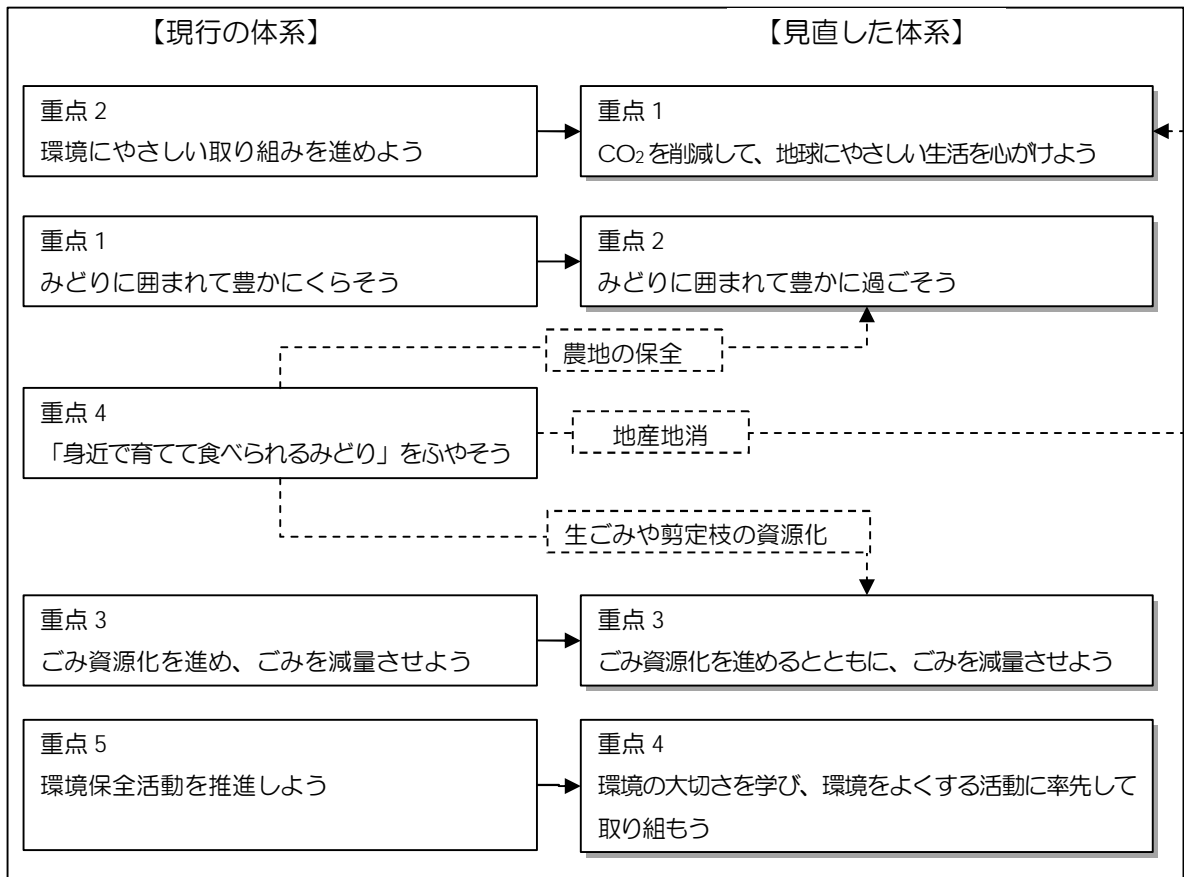
現行の計画の基本方針及び施策の方向性は、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間を見据えた長期目標を掲げたものです。このため、計画の見直しにあたっては平成 16 年の計画策定時の体系や考え方を引き継ぎますが、取り組み内容、指標及び数値目標については、国、東京都又は西東京市の関連する諸計画等との整合性を図るとともに、社会状況の変化や市の取組状況を踏まえた見直しを行います。

基本方針 1：良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす →施策の方向性：①環境汚染の防止 ②道路環境・交通マネジメントシステム ③都市景観・都市環境の保全
基本方針 2：都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる →施策の方向性：①みどりの保全・育成 ②水辺環境の保全 ③自然とのふれあいの確保
基本方針 3：生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する →施策の方向性：①広域的な環境問題への対応 ②ごみ減量・循環型社会へ ③農と消費の一体化
基本方針 4：みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ →施策の方向性：①環境情報の交流 ②環境学習の推進 ③環境保全活動への支援 ④パートナーシップの推進

(2) 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、平成 16 年の計画策定後概ね 5 年以内に一定の成果を挙げることを目指して、優先的に取り組む施策として位置づけられています。そのため、第 4 章で指摘している取り組みの現状と課題を踏まえ、達成状況（成果）を検証、評価したうえで、平成 21 年度以降の 5 年間に一定の成果をあげることが目的に抜本的な見直しを行います。その際、国、東京都又は西東京市の関連する諸計画等との整合性を図るとともに、可能な場合は数値目標を設定します。

図1 見直した体系

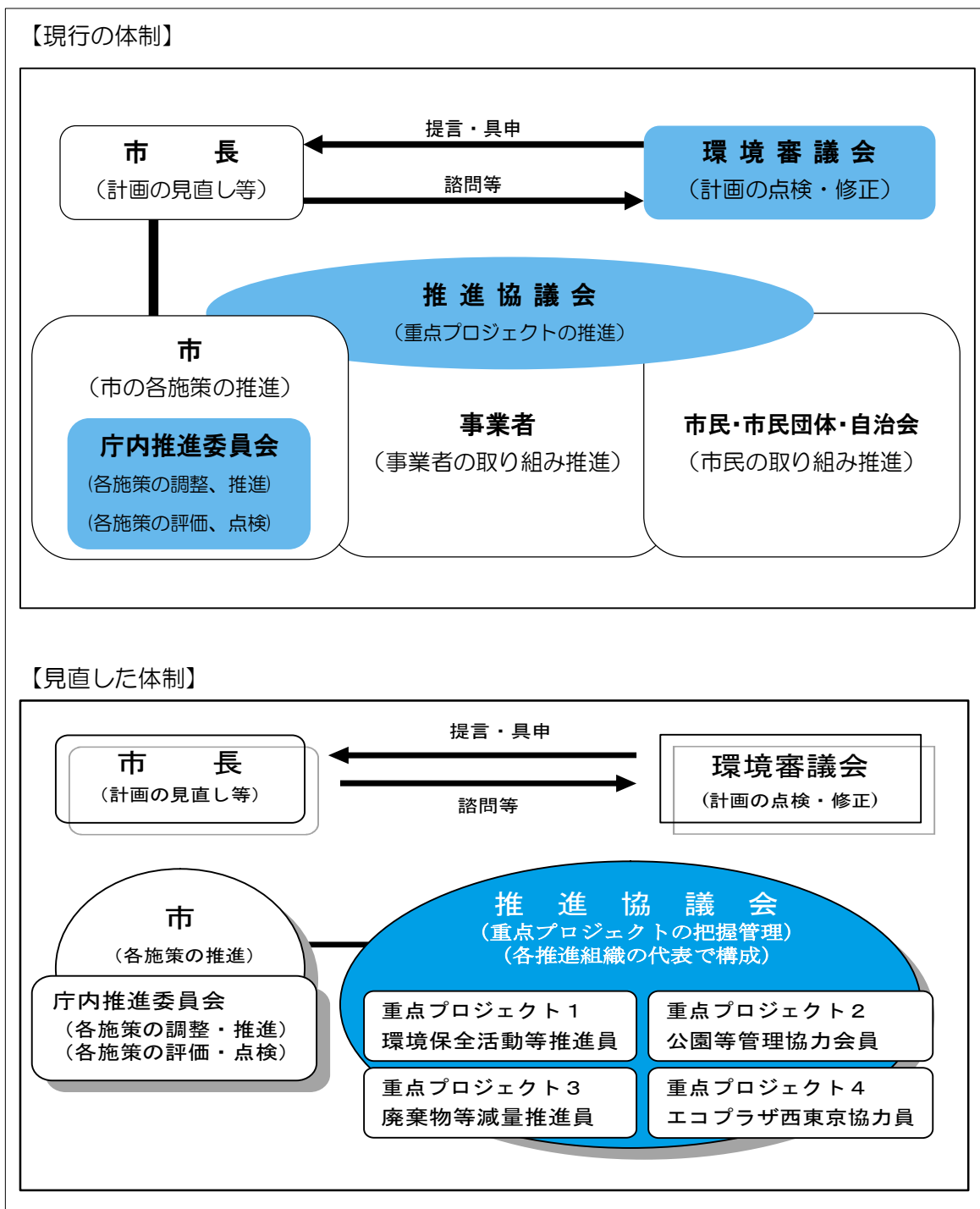


(3) 計画の推進・進行管理

平成16年の計画策定時の考え方を引き継ぎ、また、重点プロジェクトごとの推進組織及び推進組織を連携する仕組みとしての推進協議会については、設置状況や取組状況を検証、評価したうえで見直しを行います。

庁内推進委員会については、市の事務・事業から排出する温室効果ガス削減対策及び環境マネジメントシステム手法による市の環境配慮行動と一体的に管理できるよう体制の見直しを行います。

図2 見直した体制



第2章 計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

1 計画の役割と位置づけ

本計画は、「西東京市環境基本条例」に基づき策定するもので、以下の役割を持ちます。

■ 望ましい環境像と実現のための目標・基本方針の提示

西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示すものです。

■ 各主体の行動指針と取り組み内容の提示

地域住民、事業者、民間団体、行政機関などの協働により、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造するため、それぞれの行動についての指針と連携に関する取り組みを示すものです。

■ 個別計画や事務事業への環境配慮を要請

「西東京市基本構想・基本計画」の理念を環境の視点から実現するための基本的な計画として位置づけられ、他の計画策定や事業の実施に際して、環境保全に係る施策・事業の展開や環境保全上の配慮を求めるものです。

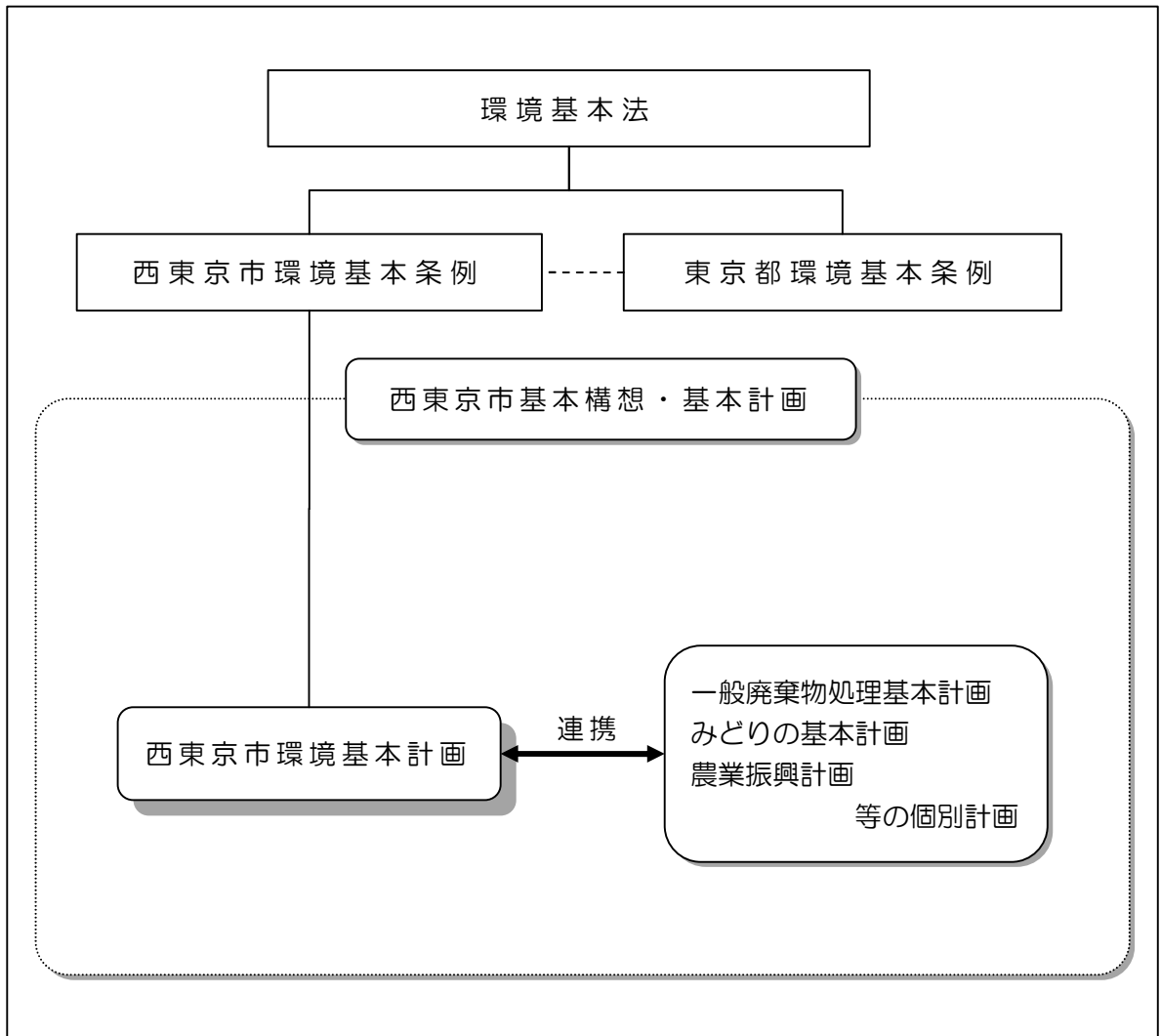
■ 取り組むべき課題と取り組み体系の提示

地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、取り組むべき課題と取り組みの体系を示すものです。

■ 広域的な連携施策の提示

西東京市が国や東京都、他区市町村と連携をとりつつ進める環境保全に関する施策の大綱を示すものです。

図3 計画の位置づけ



2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例の基本理念と共有します。

■ 基本理念

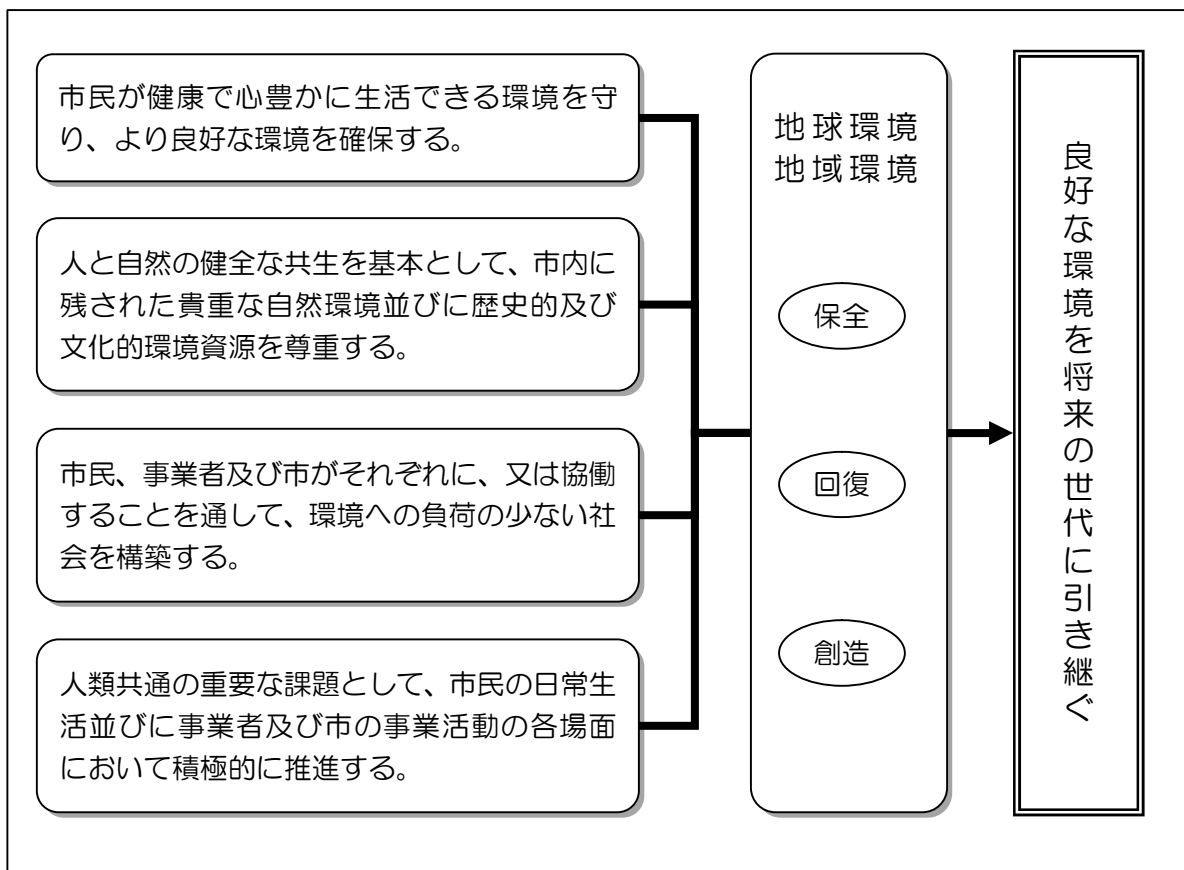
環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行う。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行う。

環境の保全等は、市民、事業者及び市がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行う。

環境の保全等は、人類共通の重要な課題として、市民の日常生活並びに事業者及び市の事業活動の各場面において積極的に推進する。

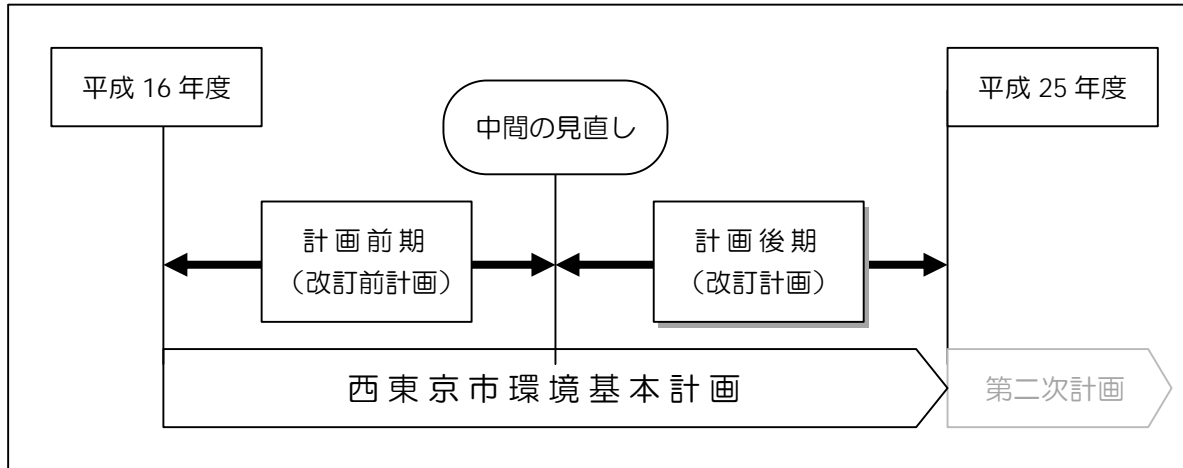
図2 計画の基本理念概念図



3 計画の期間

改訂した計画の対象期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

図 4 計画の対象期間



4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、西東京市全域とします。ただし、地球環境や周辺市域への影響を考慮し、本市単独で容易に解決できない課題、問題については、国、東京都、周辺自治体と連携を図り、その役割を分担するものとします。

5 計画の対象範囲

良好な環境を将来世代に引き継ぐために必要な取り組み全てを計画の対象範囲とします。

6 計画の主体と各主体の役割

良好な環境を将来世代に引き継ぐためには、市民、事業者、市の各主体が西東京市環境基本条例に定めるそれぞれの責務を認識し、それぞれが役割を果たしながら連携・協力することで環境を守り育てていく必要があります。そのため、本計画の主体は、地域の構成する市民、事業者及び市とし、各主体の役割は西東京市環境基本条例に定める以下のとおりとします。

表 1 各主体の責務

各主体の責務	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。 ◆ 日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。 ◆ その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。 ◆ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。 ◆ 事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。 ◆ 事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。 ◆ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。 ◆ 環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。 ◆ 資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。 ◆ 環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。 ◆ 環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。 ◆ 国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

※ 西東京市環境基本条例 第4条、第5条、第6条

第3章 西東京市の特性と目指すべき将来像

第3章 西東京市の特性と目指すべき将来像

1 西東京市の概況

■ 立地

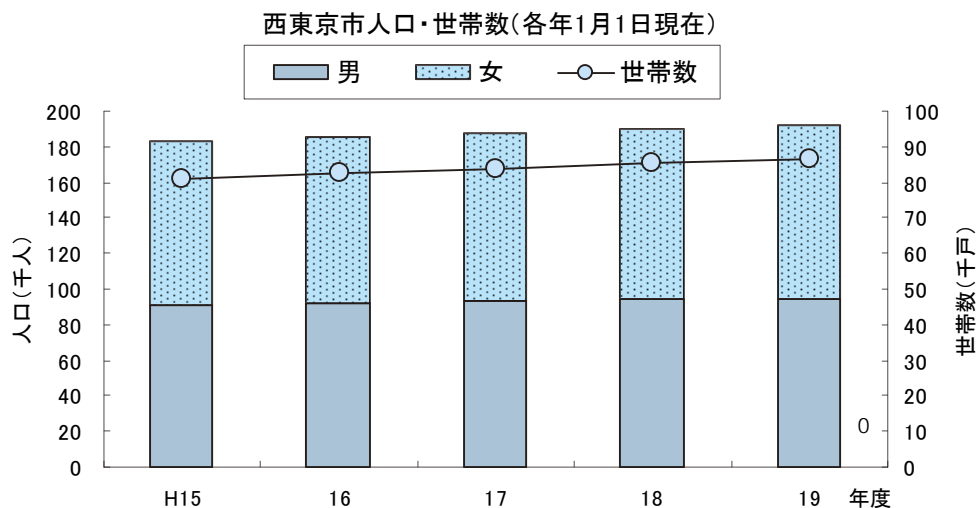
- ◆ 西東京市は、東京都区部の西部地域に隣接し、武蔵野台地のほぼ中央にあります。都心から約 20km で、西武新宿線と西武池袋線で都心と結ばれ、市内には 5 つの駅があります。
- ◆ 北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しており、東西 4.8 km、南北 5.6 km、面積は 15.85km² です。

■ 人口・世帯

● 人口推移

- ◆ 西東京市の人口は、昭和30年（1955年）頃から急速に増加しました。昭和50年（1975年）頃から増加は比較的穏やかになり、住民基本台帳によると平成20年（2008年）1月1日における人口は、189,863人（男93,762人、女96,101人）となっています。
- ◆ 「西東京市人口推計調査報告書」（平成19年10月）によると、平成32年（2020年）には、200,030人となることが見込まれています。

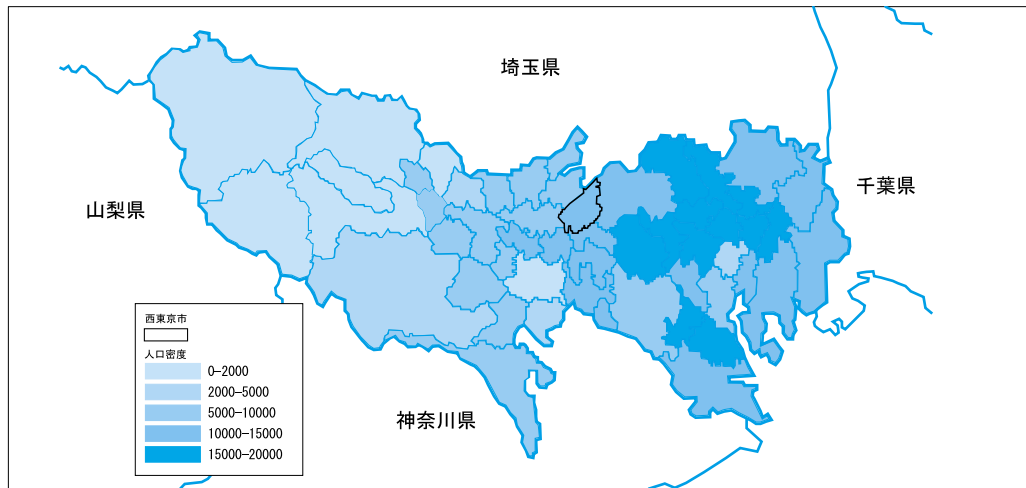
グラフ 1 西東京市の人口・世帯数の推移



● 人口密度

- ◆ 西東京市の人口密度は、平成 18 年（2006 年）1 月 1 日現在で 12,142 人/km² で、特別区部全体の 13,786 人/km² に匹敵する密度を有しています。

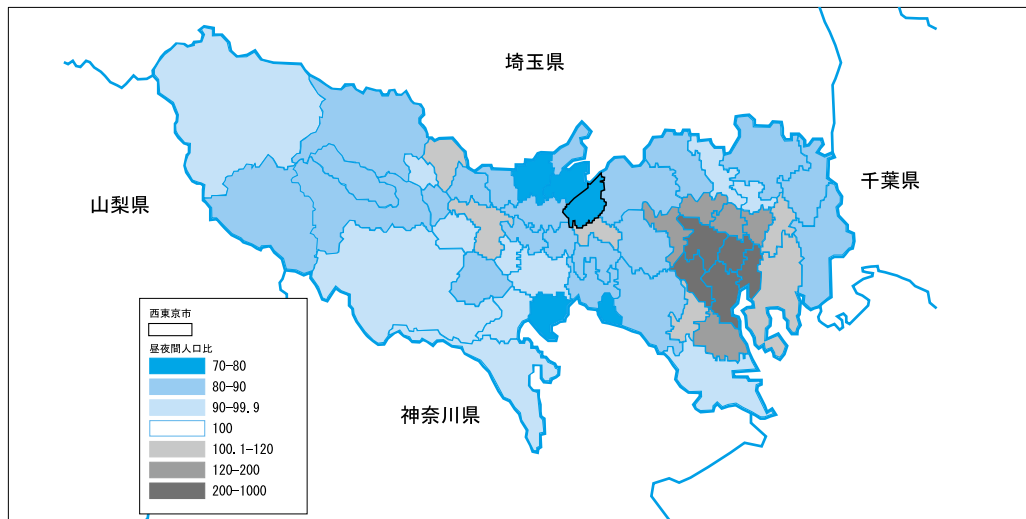
図5 人口密度



● 昼夜間人口

- ◆ 西東京市の昼間人口指数（夜間人口を 100.0 としたときの昼間人口の割合）は、平成 17 年（2005 年）で 78.2 と、市外に通勤、通学する人が多いベッドタウンとなっています。

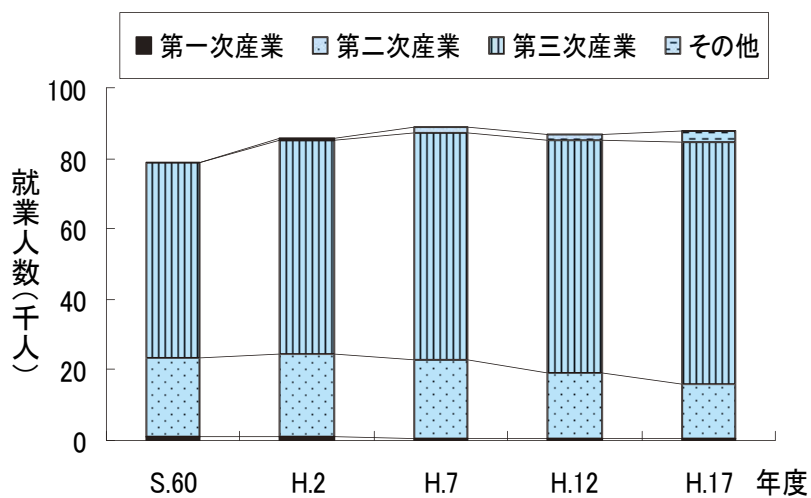
図6 昼夜人口指数



■ 産業

- ◆ 西東京市の産業分類別の就業者人数をみると、平成 17 年（2006 年）の時点で第一次産業は 0.8%、第二次産業は 17.2%、第三次産業は 78.5%となっており、第三次産業が大半を占めています。年々、第一次産業と第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります。

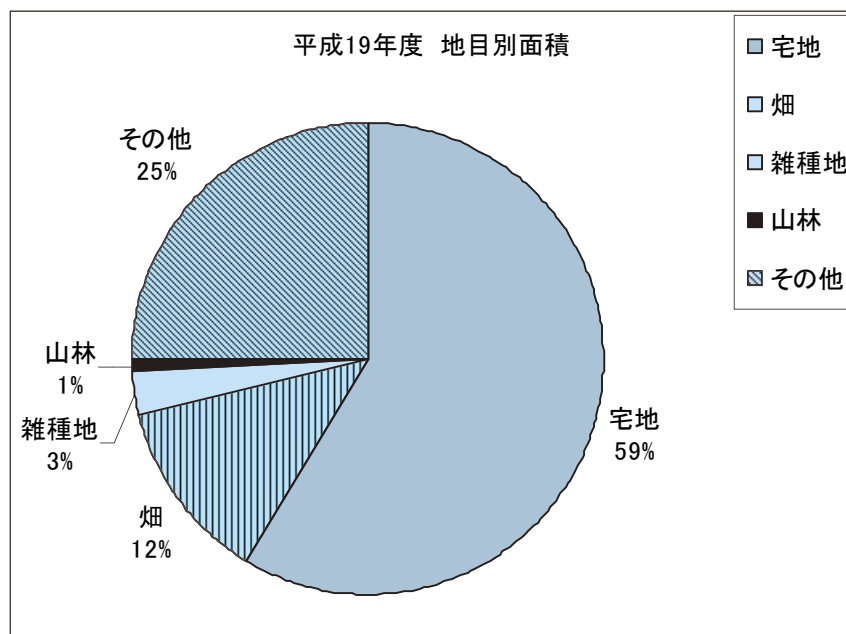
グラフ 2 産業分類別 就業人数の割合



■ 土地利用

- ◆ 西東京市の面積 15.85km² は次のように構成されており、宅地が多く区部並みであるとともに、農用地が多いことが特徴としてあげられます。また、道路や公園などが区部よりも少なくなっており、人口（人口密度）に比べて都市基盤整備が十分に進んでいない状況を反映しているものといえます。

表 2 西東京市の土地利用



2 環境の課題

■ 都心部の大気汚染の影響を受けている

自然地理的条件による大気特性ばかりでなく、西東京市は広域的にみて都心における自動車の排ガスなどの大気汚染物質の移流によって、大気汚染の進行が予想される地域でもあります。特に地域によっては広域幹線道路が集中しており、沿道の自動車排ガスによる環境への影響に対しては、市ばかりでなく、国、東京都及び周辺自治体と協働した対策が必要です。

■ 歩く人のためのまちづくりを進める必要がある

西東京市では、市民の日常生活における自動車への依存は比較的少ないものと考えられます。その一方で、幹線道路（新青梅街道など）が都市部への人的・物的輸送手段となっています。その他の道路は、主に生活のための道路としての機能を持ち、その役割は区分されている傾向があります。

そこで、「ちょっとそこまで」程度ならマイカーを使わないようにし、交通における環境負荷を減らしていくことが環境面から求められます。さらに生活のための道路に通過車両が進入したりしている現状から、歩車道分離などによって歩く人の安全を確保していくことも良好な環境の実現のためには必要です。

■ 民有地のみどりが危機に瀕している

市内の緑地は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依存するところが多いのが現状です。しかし、相続税の支払いのための分筆・売却などによる農地や屋敷林などの宅地化や、事業者保有の緑地が土地利用の転換などのために、減少していく可能性があります。こうした農地・民有地のみどりの保全が緊急の課題です。さらに、西東京市は周辺自治体に比較して公共によって担保される緑地が少ない状況にあります。

■ ごみ減量の必要性に迫られている

近年、ごみ減量に向けた様々な取り組みが進められたことによって、一般家庭からの排出量は減少していますが、事業所からの一般廃棄物の排出量は増加しており、ごみ全体について一層の減量努力が必要となっています。

西東京市はごみの処理・処分を近隣自治体と共同で行っており、中間処理場、最終処分場を他の市町に依存しています。このことは、処分場のひっ迫や処理・処分による環境負荷の発生などといったごみ問題の深刻さを市民意識から遠ざけがちです。そのためごみに対する意識を強く喚起していく必要があります。

ごみ処理全体における環境へ負荷を減らしていくためには、ごみとなるものを購入しないなどのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）、を実践していくことが必要です。

■ ヒートアイランド現象の影響が進むおそれがある

都市部における市民生活や事業活動による排熱の増加や被覆舗装面の増加は、ヒートアイランド現象の原因となっています。

ヒートアイランド現象が顕著になることは、西東京市においてもその影響を受けることを示唆しており、広域的な課題の一つとして国や東京都の対策と協調した対策を検討していく必要があります。

■ 生活や事業活動による負荷を減らし持続可能な地域社会を目指す必要がある

私たちの生活及び事業活動が環境負荷を生み出し、そうした負荷の積み重ねが地球環境問題（地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少など）を引き起こしていることから、私たちの生活や事業活動を環境に配慮したエネルギー資源の消費が少ない、持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。

3 目指すべき将来像

(1) 環境対応の基本原則

■ 共有の原則

環境と環境問題に対する正確な認識を持ち、個人的な価値観や自己利益を排し、環境問題を解決するための使命感と取り組みを共有する。

■ 未然防止の原則

環境に人為的に変更を加えるときには、環境への悪影響を未然に回避するため、事前の調査や対策を十分に行う。

■ 当事者責任の原則

環境に対し、汚染または破壊を発生させたときには、発生させた当事者が責任を持って対応し回復させる。

■ 協力の原則

地域の環境保全・創出にあたってその取り組み・役割・負担などを、市・事業者・市民の各主体に個別的に押し付けあうのではなく、全ての主体が知恵や労力と資金などを出し合って互いに協力する。

(2) 基本方針と将来像

基本方針 1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

■ 将来像 ■

- ちょっとそこまで歩きたくなる、心やすらぐ西東京市
- 美しい街並みときれいな空気の、活気あふれる西東京市

市民の移動や貨物輸送など、あらゆる場面で自動車の利用が盛んになりました。その結果、大気汚染や温室効果ガスの排出など、環境への影響が懸念されるようになりました。今後は歩行者や自転車の利用を中心としたまちづくりを進めることが急務となります。西東京市は、自動車優先社会を見直し、市民が歩きたくなる人優先の生活都市を目指します。また、美しい街並みと良好な都市環境は、市民生活にうるおいをもたらすものであることから、良質な生活環境を確保するとともに、市民が活気のある生活ができる都市を目指していきます。

基本方針 2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

■ 将来像 ■

- 身近で豊かなみどりを、みんなで育む西東京市
- 味わい深い地元のみどりを、みんなで食べて恵みを知る西東京市
- 歴史や文化が育むいのちのみなもと、自然を大切にす西東京市

都市の緑地や水辺といった自然は、憩い・いやしの場、大気の浄化、地下水の涵養、都市気候の緩和、地域の生態系の保全など多様な機能を持っています。また、現代に引き継がれた歴史や文化も、豊かな自然に抱かれて形成されたものといえます。こうしたみどりの価値に対して、市民が共通の認識を持ち、農地、屋敷林、公園・緑地、街路樹の保全はもちろん、公共施設や住宅に至るまでみどりがあふれ、みどりを維持・保全する努力を、市、事業者、市民が一体となって実行していかなければなりません。西東京市は、全ての市民が自然の恵みを楽しめる都市を目指します。

基本方針 3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

■ 将来像 ■

- 排熱と温室効果ガスを減らし、涼しい夏の西東京市
- エネルギーを大切に、環境にやさしいエネルギーを利用する西東京市
- ごみになるものを買わない、売らない、作らない、使った資源は再利用する西東京市

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が顕在化しています。その多くは、市民生活や事業活動による資源・エネルギーの大量消費などにより、環境へ過大な負担をかけた結果といえます。市民生活や事業活動のスタイルを見直し、環境にやさしいエネルギー利用の実践、ごみ減量・リサイクルへの配慮、農産物を通じた地域内での循環の構築といった、省エネルギーやごみ問題などへの対応に関する取り組みを進めることによって、西東京市は、限りある資源を賢明に活用する循環型社会を目指します。

基本方針 4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

■ 将来像 ■

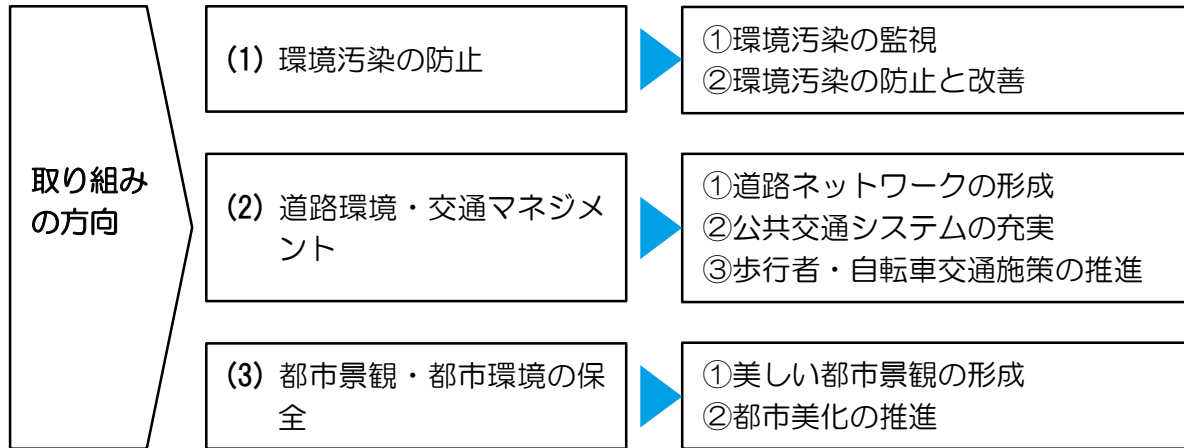
- 環境の大切さを、子どもから大人まで学びあう西東京市
- 様々な人々が、環境をよくするために活動している西東京市

地域の環境は、そこで暮らす市民や事業者の活動から形成されるものです。また現在の複雑化した環境問題を抱える都市社会では、環境情報の持つ意義が大変大きなものとなります。良好な環境形成を図るためには、充実した情報と環境教育によって、市民の環境意識が醸成され、全ての市民が地域の環境に関心を持つような取り組みを進めていく必要があります。西東京市は、市、事業者、市民が連携し、みんなが環境情報を共有し、環境学習、環境教育を充実させ、高い意識を持って環境保全の取り組みを進めていく都市を目指します。

(3) 取り組みの方向

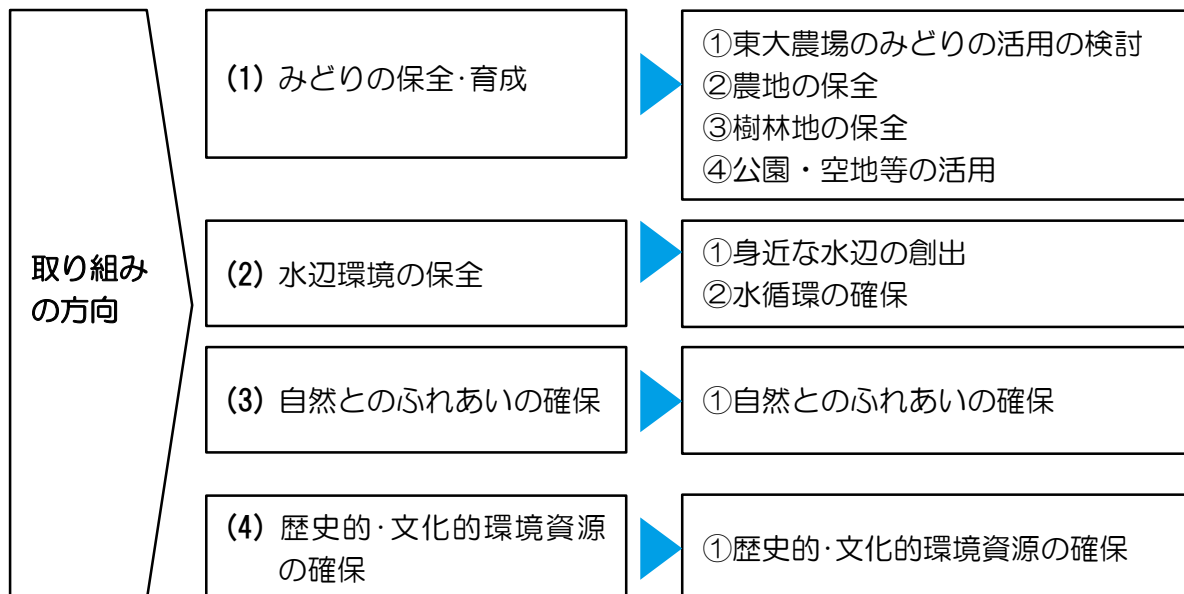
基本方針 1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす



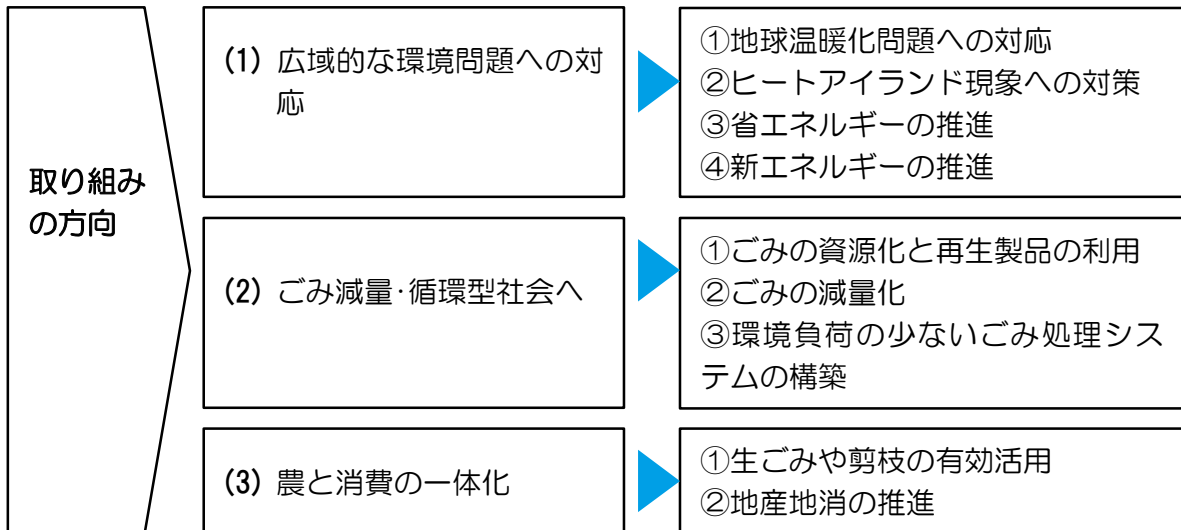
基本方針 2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる



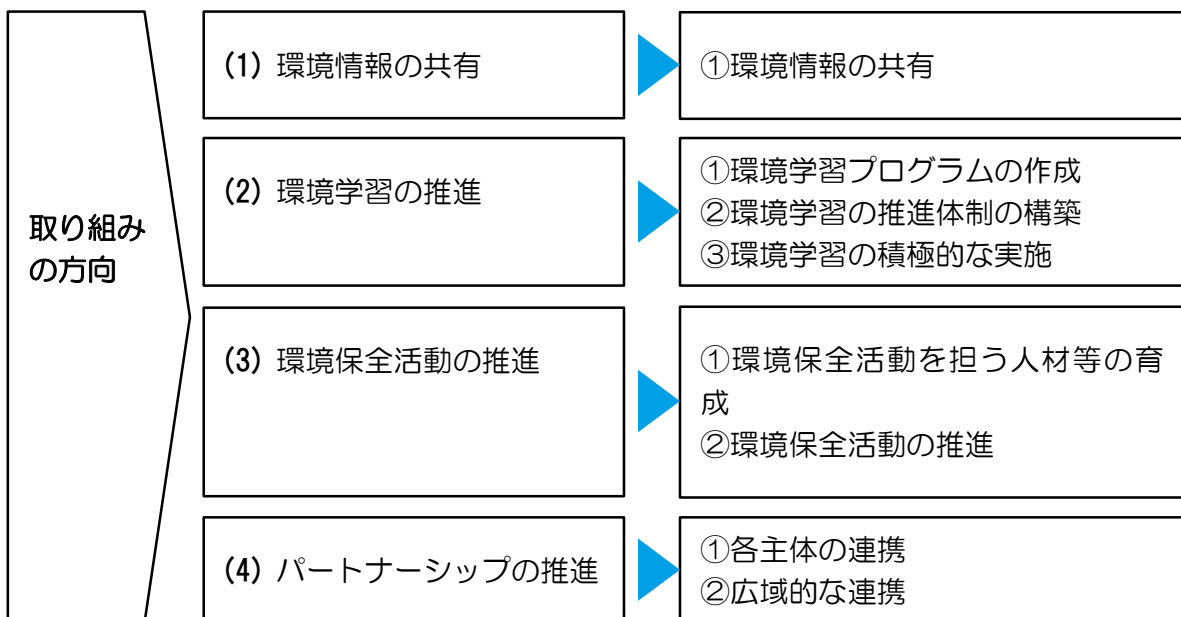
基本方針 3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する



基本方針 4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ



第4章 将来像を実現するための取り組みと各主体の役割

第4章 将来像を実現するための取り組みと各主体の役割

基本方針1 良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

1 環境汚染の防止

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。	環境負荷の固定発生源対策としては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等による規制、指導を行っています。また、継続的な調査による問題の早期発見や汚染状況の監視に取り組んでいます。
課 題	
◆高濃度の光化学オキシダントが出現する日数が都内全体で増加する傾向にある。 ◆市内においても土壌汚染が確認され、土壌・地下水汚染対策の重要性が高まっている。 ◆工場や事業場からの騒音、生活騒音、深夜騒音が問題になっている所がある。	
計画後期の取り組み	
<p>① 環境汚染の監視</p> <ul style="list-style-type: none">◆大気汚染や河川の水質汚濁に関して、継続的に調査を行い、問題発生時の早期発見や汚染状況の監視を行います。◆幹線道路周辺や建設工事などに伴う騒音・振動の発生、また土壌汚染や地下水汚染などの環境汚染が想定される場合には調査を実施し、発生状況の把握に努めます。◆有害化学物質の環境影響などに関する情報の収集や汚染の発生状況の把握に努めます。◆市、事業者、市民で環境の状況に関する共通の認識を持つために、ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境を監視する仕組みを検討します。 <p>② 環境汚染の防止と改善</p> <ul style="list-style-type: none">◆自動車交通による大気汚染や騒音・振動の軽減を図るため、市民や事業者の自動車利用に関する意識の変化を求めていくことにより、自動車利用の抑制や低公害車の普及を進めていきます。◆大気汚染に関して、国や東京都、近隣自治体と協力し、歩調を合わせながら取り組みを進めます。◆土壌汚染や地下水汚染、その他の公害問題について、問題の発生防止に努めるとともに、問題発生時の状況に応じて、速やかに対応します。	

(2) 各主体の役割

■ 環境汚染の監視

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆大気汚染や河川の水質、土壌、地下水などに日常的に関心を払い、それらに対する監視や調査を、市民団体などで自発的に行います。◆調査結果を市や事業者提供し、情報を共有します。◆大気や井戸水の汚染、河川の水質など、環境汚染に関する情報の把握に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆工場などの排煙や排水などは、適正に処理されているか自主的に検査を行います。◆化学物質の使用、排出、廃棄などについては管理体制を整え、環境に大きな負荷を与えるおそれの強い化学物質については、できるだけ使用量を削減するよう努めます。◆大気汚染や河川の水質、有害化学物質など、環境汚染に関する情報をもとに、必要な対応を行います。◆実施している公害対策や事業活動に伴って環境に与えている負荷の状況などについて、市民や市に情報を提供します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。◆ディーゼル車規制や土壌汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。◆国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。◆公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。◆大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。

■ 環境汚染の防止と改善

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆アイドリングストップなど、環境に配慮した自動車運転を心がけます。また、自動車の購入の際は、低公害車を検討します。 ◆ごみの自家焼却は有害物質発生の原因となるおそれもあり、また近隣への迷惑となることもあるため、行わないようにします。 ◆殺虫剤や除草剤の過剰使用は、環境汚染の原因となることがあるため控えます。 ◆生ごみや廃油を排水溝から流さない、公共下水道に未接続の世帯では接続するなどにより、生活排水による河川水質の悪化を抑制します。 ◆生活騒音などで、近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務用自動車の走行ルート効率化や排気ガス対策の徹底、アイドリングストップなど環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入などにより、大気汚染物質の発生の抑制に努めます。 ◆輸配送の共同化を検討するなど、業務における自動車利用をできるだけ抑制し、公共交通機関や自転車などの利用を増やすようにします。 ◆工場や事業場からの排出ガスや排水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。 ◆工場の操業や建設工事の実施の際などには、騒音・振動対策を十分に行います。 ◆有害物質などが土壌に浸透しないような対策を行います。 ◆農地への農薬や肥料の過剰投入、不適切な使用を行わないよう配慮します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、市民や事業者の意識の高揚を図ります。 ◆環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。 ◆公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。 ◆自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して庁内での率直的な取り組みを進めます。

2 道路環境・交通マネジメント

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性向上などの対策を推進していきます。	人と環境にやさしい交通体系の実現を図るため、「西東京市交通計画」を策定し、混雑解消を目的とした幹線道路整備、交通不便地域を解消するためのコミュニティバス「はなバス」の運行や駅周辺の自転車駐車場整備等に取り組んでいます。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆幹線道路において、時間帯により交通混雑が発生し、渋滞が二酸化炭素の過剰な発生原因の一つになっている。 ◆「はなバス」運行後も、依然として公共交通不便地域が存在している。 ◆狭い生活道路に通過交通が流入し、自動車と歩行者・自転車が混在する状況が存在している。 	

計画後期の取り組み

① 道路ネットワークの形成

- ◆幹線道路は、自動車交通の流れを円滑にし、住宅地などにおける通過交通の進入を抑制する効果が期待できることから、必要性を十分に検討し、適切に整備を行っていきます。
- ◆鉄道の踏切や幹線道路の交差点などによっては、円滑な交通の流れに重大な影響が及んでいる場合には、関係機関と連携しながら対応を進めることにより、交通渋滞の緩和などを図っていきます。

② 公共交通システムの充実

- ◆市民交通の便の確保という目的に加え、自動車の利用を抑制するという面からも重要であることから、市内での公共交通網の充実に努めます。

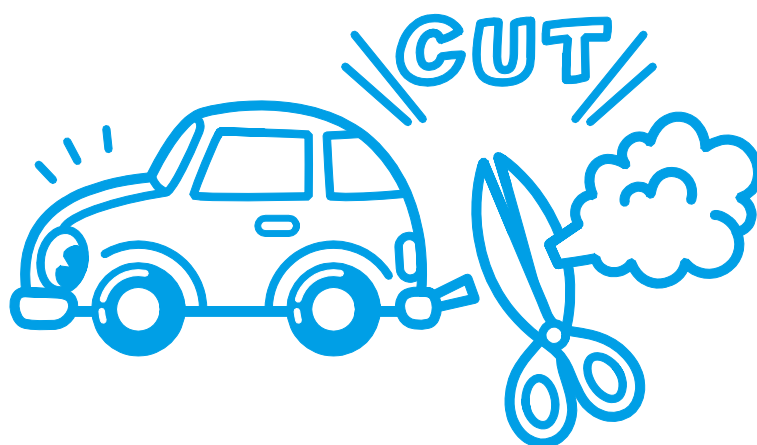
③ 歩行者・自転車交通施策の推進

- ◆市、事業者、市民が一体となって、歩行者や環境にやさしい身近な交通手段である自転車に配慮した道路交通のあり方などを検討します。
- ◆自動車交通は、二酸化炭素の発生など様々な環境への負荷を与えるものであることを認識し、自動車利用の抑制に向けた取り組みを進めます。
- ◆歩行者・自転車優先のまちづくりに向けた道路交通環境の整備を進めていきます。
- ◆通勤、通学、買い物などで日常的に市民が利用する生活道路については、安全に利用できるよう整備を進めていきます。新たに必要な道路を造るだけでなく、特に既存の道路の安全性向上などを積極的に進めるものとします。

(2) 各主体の役割

■ 道路ネットワークの形成

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆路上駐車など、交通渋滞の原因となる行為はしません。◆今後の道路整備について、事業者や市とともに検討を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆路上駐車など、交通渋滞の原因となる行為はしません。◆今後の道路整備のあり方について、市民や市とともに検討を行います。
市	<ul style="list-style-type: none">◆自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。◆今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を取り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めていきます。◆幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けてゆとりある歩道や植栽帯など、地域特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。◆道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。◆幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。



■ 公共交通システムの充実

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境への負荷を減らすため、市内の移動はバス、電車など公共交通機関の利用を心がけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境への負荷を減らすため、市内の移動はバス、電車など公共交通機関の利用を心がけます。 ◆自動車通勤の従業員に対して、公共交通機関の利用や自転車や徒歩による通勤を呼びかけます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。 ◆自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、市民や事業者働きかけます。



■ 歩行者・自転車交通施策の推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の生活の妨げとならないよう、住宅密集地域などへは自動車でもやみに進入しないようにします。 ◆歩行者・自転車交通施策のあり方について検討を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の生活の妨げとならないよう、住宅密集地域などへは自動車でもやみに進入しないようにします。 ◆歩行者・自転車交通施策のあり方について市民や市と検討を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から整備を行います。 ◆人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めていきます。 ◆生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅や新設整備を進めます。 ◆安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。 ◆自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。 ◆市民や事業者に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。 ◆市内の交通量の調査を行います。 ◆市民や事業者の参加により策定した交通計画の基本計画を実現するため、実施主体となる関連部署と連携し、歩行者・自転車交通施策の推進を図ります。 ◆自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。

3 都市景観・都市環境の保全

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取り組みを進めていきます。	街並み全体の景観形成を誘導するため、「地区計画制度」を制定し、規制・誘導に取り組んでいます。また、まちの美化活動（集団ごみ拾いや沿道花壇づくりなど）や、たばこの吸殻などのごみのポイ捨て・歩行喫煙の防止に取り組んでいます。
課 題	
◆工場跡地や農地の宅地化などにより、中高層マンションの建設が進み、自然と都市が共生する地域に特有の景観が失われていく傾向にあります。 ◆駅周辺など、人通りの多い場所での歩行喫煙が問題になっています。 ◆ごみや、たばこなどのポイ捨て、投げ捨てが問題になっています。	



計画後期の取り組み
<p>① 美しい都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none">◆地域の特性を活かし、自然と都市機能の調和した美しい都市景観の形成に向けて、景観に関して市民による合意を形成することが重要です。これを踏まえて、都市景観をつくる実効的な方策を検討していきます。◆市民、事業者、市の多様な協力により、美しさと機能性を兼ね備えた街並み形成のための取り組みを進めていきます。 <p>② 都市美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆放置自転車、粗大ごみの不法投棄、犬のふんの不始末、たばこや空き缶のポイ捨てなどが問題となっていますが、市民一人ひとりがまちをきれいにしよう心がけていくことが必要であり、そのための具体的な取り組みを進めていきます。◆市民、事業者、市の協力によりまちをきれいにするための美化活動を推進していきます。

(2) 各主体の役割

■ 美しい都市景観の形成

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆都市景観についての検討に参加します。◆家を建てる際には、周辺の景観と調和に配慮します。◆庭やバルコニーの緑化、ブロック塀の生垣化などにより、みどり豊かな街並み形成に貢献します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆事業所を建てる際には、周辺の景観と調和に配慮します。◆事業所の緑化により、みどり豊かな街並み形成に貢献します。◆屋外広告物や看板は規則に従い、都市景観を乱さないような設置に配慮します。◆夜間サーチライトの上空への照射など、過度な夜間照明を自粛します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。◆良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。◆平成17年10月に策定した住宅マスタープランに基づき、良好な住宅地の形成に向けた施策の推進を図ります。◆地区計画制度や「人にやさしいまちづくり条例」などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます。◆屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。◆街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。◆「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、開発業者に対して、良好な自然環境及び居住環境を確保するよう指導します。

■ 都市美化の推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てをしません。 ◆飼っている犬猫のふんについては、飼い主の責任のもとにきちんとした処理を行います。 ◆家の周りや資源物集積所の清掃を、地域の美化活動として行います。 ◆市内美化を進めるため、道路や河川などの清掃活動に参加します。 ◆家電などの廃棄の際は適切に処理し、不法投棄は行いません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所周辺などの美化活動を、市や市民と協力して行います。 ◆ごみは適切に処理し、不法投棄は行いません。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。 ◆駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙・ポイ捨て防止地区の設定や歩きタバコの防止などマナー向上に向けた取り組みを推進します。 ◆自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。 ◆粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。



4 指標及び数値目標

環 境 指 標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
大気環境基準の達成状況※1	二酸化窒素 : 3/3 浮遊粒子状物質 : 1/3 光化学オキシダント : 0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素 : 3/3 浮遊粒子状物質 : 3/3 光化学オキシダント : 0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素 : 3/3 浮遊粒子状物質 : 3/3 光化学オキシダント : 1/1 (達成地点/測定地点)
河川の水質の環境基準の達成状況※2	石神井川境橋 : 5.8 同 溜淵橋 : 0.8 (mg/L)	石神井川境橋 : 4.9 同 溜淵橋 : 1.7 (mg/L)	5mg/L 以下(年間を通じた日平均値の全データのうち 75%以上のもの で判断する)
大気中ダイオキシン類*濃度の環境基準の達成状況※3	ダイオキシン類 : 5/5 (達成地点/測定地点)	ダイオキシン類 : 5/5 (達成地点/測定地点)	ダイオキシン類 : 5/5 (達成地点/測定地点)

※1 東京都の測定結果による

※2 環境保全課の測定 (BOD*濃度年平均値 : 単位 mg/L)

※3 環境保全課の測定

- ダイオキシン類 : 塩素が含まれている物質を焼却 (約350~800℃) する過程などで発生するもので、ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランなどがある。
- BOD : 微生物が水中の有機物 (汚れ) を分解するために必要とする酸素量で、水質汚濁の指標の一つ。数値が高いほど汚れていることを示す。

基本方針2 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

1 みどりの保全・育成

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。	保存樹林・保存樹木の指定や市民への苗木無料配布、市民と協働で実施している西原自然公園の植生管理等、市内の緑地保全に取り組んでいます。また、「西東京いこいの森公園」の整備等、市内の公園面積の拡大に努めています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆農地や屋敷林・雑木林は減少傾向にあり、十分な保全の対策が必要となっている。 ◆公園施設は、十分に整備されているとはいえず、既存公園の維持管理も課題が残っている。 ◆水辺環境の保全や歴史的・文化的環境資源の保全を進める必要がある。 ◆市民に環境保全行動を促すために、自然に対する意識の向上を高める必要がある。 	
計画後期の取り組み	
<p>① 東大農場のみどりの活用の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆西東京市のみどりにおける重要な役割を有する東大農場が移転中止となったことから、今後の東大農場・演習林活用について提案をします。 <p>② 農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業従事者の確保が重要であることから、農家の後継者や援農ボランティアの育成などを進めます。 ◆農地の市民農園や農業体験の場としての活用を進めることにより、市民が農業とふれあえる場所や機会を増やしていきます。 <p>③ 樹林地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市内の樹林地や樹木の実態調査を行い、雑木林は緑地保全地域制度の活用や自然公園などとして保全を図ります。 ◆民家の屋敷林についても、保存樹林への指定や民間の自然公園への提言などを通じて保全を進めます。 <p>④ 公園・空き地等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市内の公園の利用状況や、公園整備に関する市民の需要・要望を踏まえ、都市公園やポケットパークなどを適切に整備していきます。 ◆公園の利用と管理は、利用者である市民の主体的な取り組みを市が協力しながら進めていきます。 	

⑤ みどりのネットワークの創出

- ◆ みどりのネットワークの創出に向けた取り組みを進めていきます。
- ◆ 遊歩道や街路樹などを通じて、みどりの連続性の創出を図ります。
- ◆ 公共施設や住宅、事業所の緑化を推進し、みどりの多い潤いのある街並みを形成します。

(2) 各主体の役割

■ 東大農場のみどりの活用の検討

主体	役割
市民	◆東大農場の豊かな自然環境の保全や利用の方法などについて、市や関係機関等とともに検討します。 ◆東大農場の豊かな自然環境を利用して自然とのふれあい活動を行います。
事業者	◆東大農場の豊かな自然環境の保全について協力します。
市	◆東大農場の市民開放を促進したり、みどり豊かな空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。



■ 農地の保全

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民が農作業の支援活動に参加します。 ◆市民農園を利用して、農業にふれる機会を持ちます。 ◆地元の農産物を積極的に購入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業を継続して行い、農地の保全に努めます。 ◆環境に配慮した農法を取り入れるなどにより、生産する農産物の商品価値を高める工夫をします。 ◆農業後継者の育成を図ります。 ◆市民農園や体験型農園などとしての農地の活用を推進します。 ◆農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。 ◆農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。 ◆生産緑地*の追加指定を進めます。 ◆耕作の継続が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。 ◆就農希望者に対して技術的支援を行うなど、農業後継者の育成について検討します。 ◆農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として援農ボランティアの育成を進めます。 ◆環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援について検討します。 ◆耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園としての活用を推進します。 ◆市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを推進します。 ◆小中学校では、農業体験教育を取り入れます。

●生産緑地：特定の都市部にあつて、30年間は営農を続けることを所有者が宣言した都市計画に定められた農地。

■ 樹林地の保全

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけるとともに、樹林地の管理を適切に行います。 ◆市民による緑化や樹林地の管理活動に参加します。 ◆緑化に関して、市民団体が連携して取り組みます。 ◆市民による緑化活動を、イベントなどの機会を通して共有化し、市民に広く参加を呼びかけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑化や樹林地の管理などの活動に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。 ◆保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹林地・樹木の保全を支援します。 ◆緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。 ◆樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。 ◆市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。

■ 公園・空地等の活用

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の公園ボランティア活動に参加します。 ◆身近な公園や散歩道などを憩いの場などとして利用します。 ◆公園等管理協力会員に登録するなどにより、公園の管理活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆未利用の事業所敷地などについては、緑地として整備します。 ◆事業所内の緑地を市民へ開放していきます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。 ◆東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。 ◆買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。 ◆公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。 ◆公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。 ◆街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。 ◆白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。 ◆公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。 ◆市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。

■ みどりのネットワークの創出

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の街路樹に関心を持ち、落ち葉の掃除など街路樹管理のための活動に参加します。 ◆自宅の塀を生垣化したり、庭に植栽をするなどにより、庭のみどりを育てていきます。また、管理を適切に行います。 ◆引越しゃ住宅の建替えなどの際に、一定規模の樹木の移植や斡旋を行うグリーンバンク制度*を活用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の敷地内の緑化や集合住宅などの屋上緑化を行います。また、植木などの管理を適切に行います。 ◆新たに宅地開発などを行う際には、緑地を十分に確保します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。 ◆街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。 ◆街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。 ◆公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となって進めていくため、公園等管理協力会員制度を推進します。 ◆公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。 ◆グリーンバンク制度を広く市民に周知し、促進を図ります。 ◆住宅の生垣化などによる緑化を支援します。 ◆大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行うことにより緑地を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。 ◆無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行います。

●グリーンバンク制度：提供する樹木と引取りを希望する樹木を登録して、双方が直接話し合って樹木の引渡しを行う仕組み。

2 水辺環境の保全

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。	雨水浸透ます*設置助成や道路への浸透性舗装等により水循環の確保に努めています。また、石神井川の改修に合わせ、親水性の向上を図るため、水に近づける階段や緩傾斜型護岸の設置が東京都によって進められています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none">◆地下水の安全性確保及び取水量の調整などによる地下水資源の安定的な確保が重要である。◆農地や屋敷林の保全とともに、市街地での雨水の地下浸透を進めることが重要である。◆石神井川親水化整備において東京都と連携をし、取り組みを進める必要がある。◆白子川や新川はほぼ全区間が暗渠となっており、今後の活用が課題である。	
計画後期の取り組み	
<p>① 身近な水辺の創出</p> <ul style="list-style-type: none">◆市内の水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間を創出します。 <p>② 水循環の確保</p> <ul style="list-style-type: none">◆緑地の保全により土の面を維持し、雨水の地下浸透を確保するとともに、住宅や公共施設における浸透ますの設置や、雨水利用の促進などにより、地域の健全な水循環を確保します。◆東京都が計画する東伏見親水公園について、その活用を検討します。	

●雨水浸透ます：地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備で、宅地や道路敷地に設置する。

(2) 各主体の役割

■ 身近な水辺の創出

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆水辺にふれる活動を行います。◆水辺の大切さを理解し、石神井川などの美化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆水辺にふれる活動に対する協力を行います。◆水辺の環境保全に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を都に要請します。◆玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。◆石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。◆公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。



■ 水循環の確保

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自宅に雨水浸透ますを設置します。 ◆自宅に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。 ◆自宅の敷地内は、土の面をできるだけ確保します。 ◆水道水の使用量を把握するなどし、無駄のない利用を心がけます。 ◆風呂の残り湯の活用など、家庭内での水の再利用を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所に雨水浸透ますを設置します。 ◆事業所に雨水貯留施設を設置し、貯留雨水を有効に活用します。 ◆事業所敷地内は、土の面をできるだけ確保します。 ◆水道水などの使用量を把握し、無駄のない利用を心がけます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。 ◆公共施設での雨水貯留利用を進めます。 ◆道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。

3 自然とのふれあいの確保

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

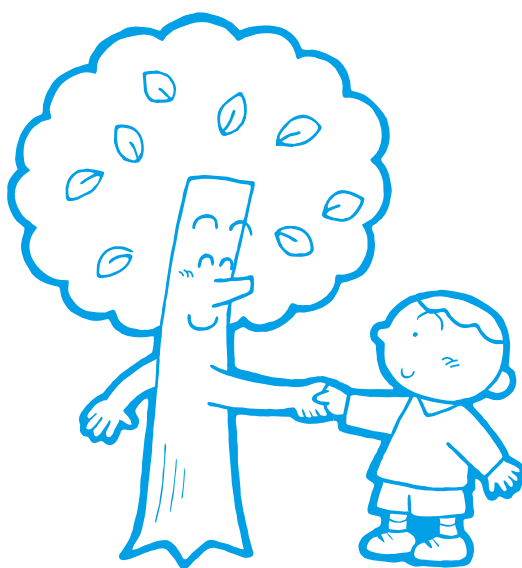
計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。	市民と協働で「みどりの散策マップ」を作成し、自然観察会に取り組んでいます。また、市内の小学校等へのビオトープ*整備にも取り組んでいます。
課 題	
◆自然とのふれあい活動の機会や場所の提供を積極的に行い、市民の自然に対する理解を深めていくことが重要である。 ◆市民の自然に関する意識を高めるために、自然環境学習を推進する必要がある。	
計画後期の取り組み	
① 自然とのふれあいの確保 ◆自然環境の状況について把握し、その保全に向けた取り組みを進めます。 ◆豊かな自然環境の残されている区域は、自然観察路などとして保全していくことを検討します。 ◆既存の緑地を活かしながら、ビオトープ整備を含めた取り組みを進めていきます。	

●ビオトープ：もともとは野生生物が共存している空間、自然生態系を指す用語。最近では、環境教育や動植物保護の観点から人工的に整備した空間のことを指す用語として使用されている。計画では、後者の意味で使用。

(2) 各主体の役割

■ 自然とのふれあいの確保

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいを持つよう心がけます。◆自然環境の現状に関する調査に協力します。◆野鳥や昆虫の餌や棲みかとなるように自宅の敷地に植物を植えます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆事業所内において、野生生物に配慮した植栽やビオトープ整備を検討します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。◆農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。◆野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。◆外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、東京都と連携して適切な対応をとります。◆空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。◆小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したビオトープの整備を検討します。



4 歴史的・文化的環境資源の確保

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。	歴史的文化遺産である下野谷遺跡の埋蔵文化財の調査を行い、発掘した文化財を郷土資料室において広く一般に公開しています。また、下野谷遺跡の一部を下野谷遺跡公園として整備し、発掘されていない遺跡の保存にも努めています
課 題	
◆広く市民に文化遺産の周知を行い、郷土資料室の利用を促す必要がある。 ◆市民協働による文化財保護・普及の推進体制の構築が必要である。	
計画後期の取り組み	
① 歴史的・文化的環境資源の確保 ◆市に伝わる歴史的、文化的資源について調査・保存に努めます ◆屋敷林などは文化的環境資源として将来に伝えていきます ◆郷土資料室などを通じてより広く文化財公開し、市民の意識向上を図ります。	

(2) 各主体の役割

■ 歴史的・文化的環境資源の確保

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆郷土の歴史に興味を持ち、文化財にふれるよう心がけます。◆下野谷遺跡について、理解します。◆所有している文化的資源の保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆市民が郷土の歴史を学び、文化にふれる活動に協力します。◆文化財の保全に協力します。◆所有している文化的資源の保全に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none">◆文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。◆郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。◆文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます。◆下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。

5 指標及び数値目標

環 境 指 標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
緑被率*	30.2% (平成 11 年度値)	約 29 % ※1	現在の緑被率（概ね 30%）を維持 ※2
農地面積	188ha ※3 (平成 14 年 1 月値)	166ha	160ha ※4
樹林地面積	190ha ※5 (平成 11 年度値)	193ha ※1	現在の緑被率を維持するなかで、現在の樹林地面積を維持

※1 西東京市みどりの基本計画策定時（平成 16 年 7 月）

※2 西東京市みどりの基本計画：平成 16 年 7 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 35 年前後

※3 北多摩の農業統計：平成 15 年 3 月策定

※4 西東京市農業振興計画：平成 16 年 3 月策定：計画期間 平成 16 年度～平成 25 年度

※5 みどり公園課資料

●緑被率：樹林地、草地、農地など、木や草に被われている土地の面積がその地域全体の面積に占める割合のこと。

基本方針3 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

1 広域的な環境問題への対応

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。	地球温暖化対策については、市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組むための「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市が率先して取り組みを進めています。また、ヒートアイランド対策として、歩道等の浸水性舗装や市内小学校における壁面緑化（緑のカーテン事業）、公共施設への再生可能エネルギーの導入にも努めています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量を削減するため、市民生活や事業活動による電気・ガス・ガソリンなど化石エネルギー使用量を減らす必要がある。 ◆西東京市は、東京区部に隣接する都市化の進んだ地域に位置していることから、都心部のヒートアイランド現象に大きな関わりがあるため、その対策を検討する必要がある。 	
計画後期の取り組み	
<p>① 地球温暖化問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガス削減に向け、その状況の把握・評価を行い、市民・事業者・市が率先的に取り組みます。 <p>② ヒートアイランド現象への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ヒートアイランド現象の発生状況や地域的特性などの把握に努め、有効な対応策を検討します。特に効果的な街路樹・みどりのカーテンなど緑地保全の取り組みを中心に対策を進めます。 <p>③ 省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー使用による環境への負荷を抑制するために、市民・事業者の省エネルギー意識の高揚を図ります。 <p>④ 新エネルギー*の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆太陽エネルギーの有効活用など、市の環境の特性を踏まえた新エネルギーの利用を進めていきます。 	

●新エネルギー：新エネルギーは「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」の二つに分類される。本計画では「新エネルギー」とは、このうちの「再生可能エネルギー」を指している。「再生可能エネルギー」は「自然エネルギー」と「リサイクルエネルギー」に分けられ、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマス発電などがあげられる。

(2) 各主体の役割

■ 地球温暖化問題への対応

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギーなど温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。 ◆市や事業者の環境保全の取組に関して、協働して評価を行います。 ◆製造や処理の際の環境負荷が少なく、また循環利用しやすいグリーン購入を率先して行います。 ◆植林、クリーンエネルギー事業などに賛同・協力し、カーボンオフセット*に取り組めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギーなど温室効果ガスの排出抑制につながる取り組みを行います。 ◆温室効果ガスの排出の少ない製品の製造、販売、利用を行うなど、事業展開の中で、環境保全、環境負荷低減の視点を取り込みます。 ◆環境報告書などの作成により、環境問題への取り組み状況などを把握し、広く公表します。 ◆環境マネジメントシステム*の導入により、経営理念・経営目標の中に環境保全を位置づけ、取り組みを進めます。 ◆製造や処理の際の環境負荷が低く、また循環利用しやすいグリーン製品を率先して購入します。 ◆植林・クリーンエネルギー事業を積極的に行い、カーボンオフセットに取り組めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆省資源、省エネルギー、グリーン購入などを進めるため、市民や事業者の意識の高揚を図ります。 ◆家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。 ◆「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を推進します。 ◆市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組めます。 ◆温室効果ガス削減の取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

- カーボンオフセット：二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減努力を行っても排出される量について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
- 環境マネジメントシステム：経営方針に環境の視点を取り入れ、環境に配慮した経営を行うために必要な組織や手順を構築し、評価や見直しを行いながら計画的に実践する仕組みのことをいう。

■ ヒートアイランド現象への対策

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑地の保全を進めます。 ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 ◆省エネルギーの推進により、住宅などからの排熱を削減します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑地の保全を進めます。 ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 ◆省エネルギーの推進により、事業所などからの排熱を削減します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを収集し、有効な対応策を検討します。 ◆緑地の保全を進めます。 ◆水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 ◆省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。 ◆公共施設の屋上緑化、学校にみどりのカーテン、校庭の芝生化を行います。

■ 省エネルギーの推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。 ◆自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。 ◆経済速度、アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを実践します。 ◆環境家計簿*をつけるなどにより、エネルギー利用に関する理解を深めます。 ◆省エネ照明に心がけたり、冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。 ◆家庭電気製品の買い替えの際は、省エネ機器の購入を積極的に行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆近距離への移動では、自動車の利用を控えます。また、外出の際は、自転車やバス、鉄道などの利用を心がけます。 ◆自動車の買い換えの際は、低燃費車を選びます。 ◆経済速度、アイドリングストップなど、環境に配慮した運転マナーを従業員に徹底します。 ◆省エネ照明に心がけたり冷暖房の使用を抑制したりといった取り組みにより、電気やガスなどを節約します。 ◆省エネルギーの推進に向けて事業所としての取り組みの方針を定めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。 ◆省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。 ◆市民や事業者の省エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。

●環境家計簿：家庭における二酸化炭素排出量を削減するため、電気やガスなどエネルギーの使用量を家庭単位で記録する家計簿のことです。

■ 新エネルギーの推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自宅に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。 ◆グリーン電力基金*への参加などにより、新エネルギーの利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所に太陽光発電や太陽熱利用設備の設置を行います。 ◆グリーン電力基金への参加などにより、新エネルギーの推進に貢献します。 ◆燃料電池*やコジェネレーション*設備など、新エネルギー利用に向けた新たなシステムの導入を検討します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民や事業者の太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。 ◆公共施設における太陽光発電、太陽熱利用設備の設置や、天然ガス自動車の導入など、市内での新エネルギーの利用を進めるとともに、導入コストと効果などの検証を行います。

- グリーン電力基金：自然エネルギー普及のために、希望者の寄付金を電気料金とともに収納し、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギー発電設備への助成金として配分するもの。
- 燃料電池：水素と大気中の酸素を化学反応させることにより、直接電気を発生させる装置。
- コジェネレーション：化石燃料を燃焼させて発電を行ないつつ、同時に発生させる熱を有効利用できる熱電供給システムのこと。

2 ごみの再資源化と再生製品の利用

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な減量を目指した取り組みを進めていきます。	ごみ減量化、資源化を目的に、プラスチック容器包装類の分別収集、家庭ごみの戸別収集及び有料化に取り組んでいます。また、生ごみ減量化処理機器の購入助成、りさいくる市の開催、家庭から出される廃食用油などの資源物の回収方法を集積所による回収に拡大するなど、再利用・再資源化に取り組んでいます。
課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの排出が及ぼす環境への負荷の大きさや資源の有効活用の重要性などを考え、今後も生ごみの減量やごみの再資源化のより一層の推進が求められる。 ◆毎年増加している事業系ごみの排出抑制策を検討する必要がある。 	



計画後期の取り組み
<p>① ごみの再資源化と再生製品の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆不用となった品物を再利用・再資源化を図るとともに、新たな取り組みや手法の検討も進めていきます。 ◆資源循環について市民意識の啓発を行うなどにより環境に配慮した製品の流通を促します。 <p>② ごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ減量を推進していくための方策を検討し、市、事業者、市民の取り組みを進めます。 ◆ごみ減量に関する市民意識の醸成などを図りながら、家庭ごみの持続可能な減量を促します。 <p>③ 環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民へのごみ排出ルール徹底や、市による適切なごみ収集・処理の実施に努めるなど、ごみ収集から最終処分まで、最適なごみ処理システムの構築を進めます。 ◆資源物のリサイクルをリサイクルコストも踏まえ、推進します。 ◆事業者においては、環境への負荷の少ない製品の製造販売を進めていきます。

(2) 各主体の役割

■ ごみの再資源化と再生製品の利用

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不用になったものでまだ使えるものは、リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用して、希望者にわたします。 ◆ 中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。 ◆ 資源物の分別を徹底します。 ◆ 市民団体や自治会、集合住宅単位などで資源物集団回収を実施します。 ◆ 製造や処理の際の環境負荷が少なく、循環利用しやすいグリーン購入を率先して行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中古品やリサイクル製品を積極的に利用します。 ◆ 資源物の分別を徹底します。 ◆ 廃棄物は可能な限り再資源化を行います。 ◆ 使用する物品や利用するサービスは、製造や処理の際の環境負荷が少ない、循環利用しやすいグリーン購入を率先して行います。 ◆ リサイクルしやすい製品の製造、販売を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。 ◆ 不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。 ◆ 市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。 ◆ 廃棄物減容（量）化基本計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。

■ ごみの減量化

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆買い物袋を持参し、レジ袋を断ります。 ◆必要なものを必要な分だけ購入します。 ◆過剰包装の商品や使い捨て製品は買うのをなるべく控えます。 ◆買い物袋持参運動などを通じて、消費者の立場からごみ減量に関して事業者働きかけます。 ◆簡易包装などの取り組みを進めている商店を利用します。 ◆家具や電化製品は壊れても修理し、長く大切に使います。 ◆生ごみの減量を考えた暮らし方をします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆過剰包装をやめるなど、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法を実践します。 ◆買い物袋持参者にはポイントを与えるなど、消費者に対して、ごみ減量を働きかけます。 ◆すぐにはごみになりにくく、長く使える商品の製造、販売に努めます。 ◆家電製品等の耐久消費材を消費者が長く使うことができるよう、修理を行うなどのサポートを行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの減量化に向けた市民や事業者とのネットワーク組織の構築を検討します。 ◆ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。 ◆事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。 ◆ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、市民や事業者へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。 ◆ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。 ◆事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。 ◆家庭からの剪定枝や生ごみを減量する方法を検討します。 ◆家庭の生ごみの減量化を進めるため、生ごみ減量化処理機器の購入の助成を行いません。

■ 環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの分別・排出は、市のルールに従って適切に行います。 ◆ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。 ◆資源物集積所を、利用者によって清潔に維持します。 ◆有害物質が発生したり、近隣へ迷惑となったりすることもあるため、ごみの自家焼却はしません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの分別・排出・処理を正しく行います。 ◆産業廃棄物の処分は適切に行い、最終処分されるまできちんと管理します。 ◆製品の製造、販売に当たっては、LCA（ライフサイクルアセスメント）*の実施などにより、エネルギー負荷、環境コストの換算を行い、環境への負荷の少ない製品の製造販売に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。 ◆ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分の量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。

●LCA（ライフサイクルアセスメント）：その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などの全ての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

3 農と消費の一体化

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状よ課題	
施策の方向性	現 状
農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。	生ごみ・剪定枝の堆肥化モデル事業を実施し、できた堆肥の無料配布に取り組んできました。農産物の地産地消*については、生産者による直売所や地元量販店での販売に取り組むとともに、学校給食への拡大にも努めています。
課 題	
◆ 剪定枝の堆肥化は市内循環経路が確立していないなどの課題がある。 ◆ フードマイレージ*の観点から地産地消を啓発する必要がある。	



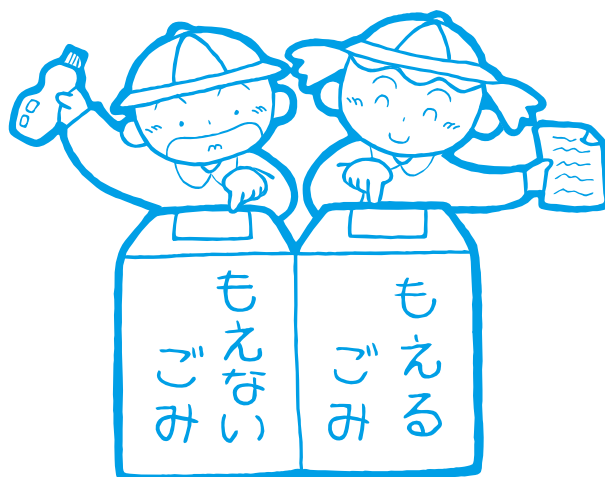
計画後期の取り組み
<p>① 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆家庭や事業所から排出される生ごみ、剪定枝や落ち葉などについては、堆肥化による利用や土壌の改良への利用など、資源として有効活用を進めます◆堆肥化の活用に取り組む農家の確保を図りながら進めていくものとします。 <p>② 地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◆農産物直売所の設置、学校給食への地場産農産物の利用拡大など、地元でとれた農産物を地域内で消費する地産地消の取り組みを進めていきます。◆フードマイレージの考え方を市民に広めていきます。

●地産地消：地元で生産されたものを地元で消費することをいう。
●フードマイレージ：食料品の輸送距離のこと。

(2) 各主体の役割

■ 生ごみや剪定枝の堆肥化の推進

主体	役割
市民	◆生ごみ堆肥化機器の設置などにより、生ごみや剪定枝などの処理を行います。 ◆地域で生ごみの資源化を行っている場合は、生ごみを分別して収集に出します。
事業者	◆事業所から発生する生ごみや剪定枝などの堆肥化処理を行います。 ◆農業における堆肥の活用を進めます。
市	◆「資源循環」や「農薬及び化学肥料の使用を控えた農業」を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、農家での活用について検討します。



■ 地産地消の推進

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆買い物の際は地元の農産物を積極的に購入します。 ◆小売店に地場産農産物の取扱いを働きかけます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地場産農産物を、直売所や地元の小売店などを通して販売します。 ◆農家は、小売店や学校給食などでの地場産農産物の取扱いを働きかけます。 ◆地場産農産物について、製造コスト・輸送コストを含め、物流のエネルギーコストなどを検討します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。 ◆小売店における地場産農産物の取扱いについて検討します。 ◆市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。

4 指標及び数値目標

環境指標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	713 g ※1	648 g	458g (平成 23 年度目標)※2
リサイクル率	19.4%	27.0%	27.6% (平成 23 年度目標)※1
最終処分場搬入量	7,555 t	5,103 t ※3	大幅な削減
市内でのエネルギー使用量 電気 都市ガス 上水道	712.3GWh ※4 4,773 万 m ³ ※4 1,905 万 m ³ ※4	— 4,599 万 m ³ ※5 1,979 万 m ³ ※6	10%削減 10%削減 10%削減
公共施設での自然エネルギー利用状況	4 か所	10 か所	今後目標を設定
市の事務事業による二酸化炭素排出量	地球温暖化対策実行計画において算出・設定	8,802 t CO ₂	今後目標を設定

※1 ごみ減量推進課資料（1人1日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+資源物+粗大ごみ）

※2 平成 19 年 3 月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画：（計画期間 平成 19 年度～平成 33 年度 1人1日あたりのごみ排出量：可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ+粗大ごみ）

※3 多摩地域ごみ実態調査（平成 18 年度版）

※4 電気は東京電力（株）、都市ガスは東京ガス（株）（前期計画期間内に熱量変更があったため、平成 14 年度の数値を現行に補正）、上水道は水道部資料

※5 統計にしとうきょう（平成 18 年度版）

※6 東京都水道局資料

基本方針4 みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

1 環境情報の共有

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
西東京市の環境の状況を、広く市民の役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関しての各主体間のコミュニケーションを進めていきます。	市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけた「西東京市環境白書」を毎年発行するほか、広報西東京や西東京市の公式ウェブサイトを活用した環境情報の提供に努めています。
課 題	
<ul style="list-style-type: none">◆現在の複雑な環境問題をかかえる社会において、環境情報に対するニーズが高まっており、また各主体間のコミュニケーションの重要性も増している。このため、これに対応する方策を検討する必要がある。◆環境情報を身近な生活情報と結びつかせることが必要である。◆市民に環境保全活動に参加を促すための情報提供を積極的に行うことが重要である。	
計画後期の取り組み	
<p>① 環境情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none">◆子どもから大人、市民から事業者・行政を問わずに情報が相互に共有できるような方法を進めていきます。◆事業者、市民に環境に対する意見を広く求め、環境に関する意見などを広く聞き、環境行政へ反映させていきます。◆散在する環境情報を集約又は新たに補充するなど、環境情報の整備を進め、市民の環境意識の向上や環境学習に資するよう、わかりやすく情報の提供を行います。	

(2) 各主体の役割

■ 環境情報の共有

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">◆環境情報を発信します。◆市民へ環境情報を提供し、環境意識を啓発するための環境イベントを企画・開催します。◆市民による環境調査に参加します。また、調査結果を公表し、市や事業者と共有します。◆市の環境の状況や施策について意見を提出します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◆環境情報を発信します。◆事業者同士や市などと、環境情報の共有を行います。◆環境イベントに参加、協力します。◆市の環境の状況や施策について意見を提出します。
市	<ul style="list-style-type: none">◆エコプラザ西東京を拠点に、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を受信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報の共有を支えていきます。◆環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。◆環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。◆市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。◆市民や事業者から提供された環境情報や意見などには、市民と市の双方向の情報共有ができる仕組みを検討します。◆環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会など、新しい仕組みを取り入れていきます。

2 環境学習の推進

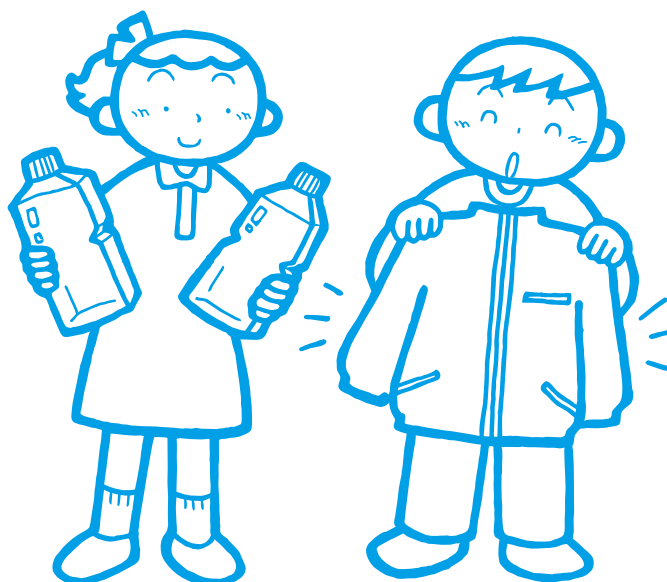
(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。	子どもたちの環境意識を高めるため、市立小学校の4年生向けの「西東京市環境読本」を発行しています。また、環境保全課や公民館において環境保全に関する講座を開催するなど、環境学習の推進に取り組んでいます。
課 題	
<ul style="list-style-type: none">◆年齢層や関心の度合いに応じた環境学習の機会の提供を計画的に行う必要がある。◆小中学校の教育において、様々な環境学習を取り入れ、環境意識の高い次世代を育てていく必要がある。◆学校・市民・事業者・行政の各主体が連携・協働するための体制づくりの構築が必要である。	
計画後期の取り組み	
<ol style="list-style-type: none">① 環境学習プログラムの推進<ul style="list-style-type: none">◆西東京市環境学習基本方針に基づき、学校教育や社会教育など様々な教育場面において、地域の特性や地球環境を考慮した環境学習プログラムを作成します。② 環境学習の推進体制の構築<ul style="list-style-type: none">◆環境学習を推進するための体制の構築に向けて、「エコプラザ西東京」を環境学習の拠点とし、環境学習に関するアドバイスや学習を支援する人材の養成を進めます。③ 環境学習の積極的な実施<ul style="list-style-type: none">◆環境専門窓口の設置などにより、環境学習に関するプログラムの改訂、充実を図りながら、環境学習を推進していきます。	

(2) 各主体の役割

■ 環境学習プログラムの推進

主体	役割
市民	◆環境学習プログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。 ◆環境学習の実施に参加・協力していきます。
事業者	◆環境学習プログラム作成に向けて意見提出などにより参加します。 ◆環境学習の実施に参加・協力していきます。
市	◆環境学習基本方針に基づき、環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した学習の推進を図ります。 ◆「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。



■ 環境学習の推進体制の構築

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコプラザ西東京を利用し、環境学習を実践します。 ◆所有している農地や屋敷林などを、環境学習・教育の場として利用することに協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所での環境保全の取り組みなどを、環境学習・教育の場で伝えます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の活用を推進します。 ◆武蔵野大学をはじめとする大学機関等との連携をし、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。 ◆環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体などの情報を整備し、小中学校の教育活動や市民講座などの講師としての活用を図ります。

■ 環境学習の積極的な実施

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境問題について家庭や職場で話し合います。 ◆自宅の周りの環境に興味を持ち、学びます。 ◆環境に関する市民講座やイベントなどに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆従業員に対する環境教育を実施します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、環境学習に関連した講座を開催します。 ◆「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校やいこいの森公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。 ◆自然環境学習を推進する自然観察会などを実施します。 ◆緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。

3 環境保全活動の推進

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。	西東京市のNPO企画提案事業で採用された市民提案「西東京市環境サポーター養成講座」の実施を支援するとともに、市主催の「エコリーダー養成講座」を行いました。 また、「西原自然公園」、「西東京いこいの森公園」などでは、市民と協働で公園等の清掃や草刈りなどの管理活動を行う「公園等管理協力会員制度」を実施しています。
課 題	
◆環境保全活動の指導者として貢献できる市民について、十分に把握ができていない。 ◆環境学習を進めるための資質を備えた人材の育成と、人材に関する情報を提供する仕組みを構築することが必要である。 ◆環境保全活動に関して幅広い市民の関心、参加意欲の高揚が課題である。	
計画後期の取り組み	
① 環境保全活動を担う人材等の育成 ◆各主体の環境保全活動を支援する人材を育てるとともに、その人材が環境学習の場で活かされる仕組みを構築します。 ② 環境保全活動の推進 ◆各主体の環境保全活動の支援を行っていきます。	

(2) 各主体の役割

■ 環境保全活動を担う人材等の育成

主体	役割
市民	◆環境保全に関する市民活動や環境学習、市の環境リーダー等養成講座に参加します。
事業者	◆従業員の環境保全活動への参加を呼びかけます
市	◆市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。また、環境リーダー等人材育成の講座を設けます。 ◆地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

■ 環境保全活動の推進

主体	役割
市民	◆環境保全活動に対する意識を高めます。 ◆市民団体などで環境保全活動に取り組みます。 ◆環境保全活動を行うボランティアに参加します。 ◆環境保全に貢献する事業等の起業（NPOなど）を検討します。
事業者	◆地域の環境保全活動に参加、協力します。 ◆環境保全に貢献する事業等の起業を検討します。
市	◆市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。 ◆小中学校において、環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。

4 パートナーシップの推進

(1) 現状・課題及び今後の取り組み

計画前期における施策の方向性及び現状と課題	
施策の方向性	現 状
環境保全にあたって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めていきます。	エコプラザ西東京の開設に当たっては、運営方法や事業内容を検討する市民会議を開催しました。また、市内の武蔵野大学との相互協力に関する協定に基づき、武蔵野大学と連携して「環境フェスティバル」や「地球温暖化防止シンポジウム」を開催しています。
課 題	
◆各主体が行っている環境保全活動の協働・連携をする体制づくりが必要である。 ◆他自治体の環境施策について、調査・研究する必要がある。	
計画後期の取り組み	
<p>① 各主体の連携</p> <ul style="list-style-type: none">◆環境保全に関して専門知識を有し、また率先した行動を行うことの出来る人材をエコリーダーとして養成・組織化し、これと連携しながら環境保全活動を推進します。◆市民の環境保全活動への参加と、活動の広がりを目指して、事業者、市民、市民団体などと市が信頼関係を築くとともに、相互に協力し、連携を深めながら、環境保全を通じたまちづくりを推進していきます。 <p>② 広域的な連携</p> <ul style="list-style-type: none">◆近隣自治体や東京都、国などと連携をとりながら広域的に進めていきます。◆各主体の連携を醸成したうえで、環境自治体会議の参加を検討します。◆環境先進自治体の成功事例を調査し、具体的な運営方法等を積極的に取り入れます。	

(2) 各主体の役割

■ 各主体の連携

主体	役割
市民	◆環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市や事業者とともに検討します。 ◆環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、行政などとの連携を図ります。
事業者	◆環境保全のためにどのような取り組みを進めていくか、市民や行政とともに検討します。 ◆市民や行政などとともに、環境保全活動に取り組みます。
市	◆環境保全活動に取り組む「西東京市環境リーダー」を養成・登録し、活動の支援を行います。 ◆環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。

■ 広域的な連携

主体	役割
市民	◆市民や市民団体相互の結びつきを、広域的に広げていきます。
事業者	◆広域的な事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行います。
市	◆ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。 ◆広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます ◆環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。

5 指標及び数値目標

環境指標	平成 14 年度値	平成 19 年度値	平成 25 年度目標
西東京市環境リーダー数	—	講座受講者 56 人	100 人
環境学習事業数	2 事業	14 事業	年間 10 回以上

第5章 重点プロジェクト

第5章 重点プロジェクト

西東京市において計画後期に優先的に進める取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけ、おおむね5年以内に一定の成果をあげることを目指します。

重点プロジェクトは、市・事業者・市民が連携し、またそれぞれの役割を果たすことにより推進していくものとします。また、重点プロジェクトの進め方として、各重点プロジェクトごとに市民や関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、取り組みの実践に当たります。その中で、各部会の代表などが中心となって「推進協議会」を設置し、重点プロジェクト全体の取り組み状況を把握していきます。

重点 1
CO₂を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう

重点 2
みどりに囲まれて豊かに過ごそう

重点 3
ごみ資源化を進めるとともに、ごみを減量させよう

重点 4
環境の大切さを学び、環境をよくする活動に率先して取り組もう

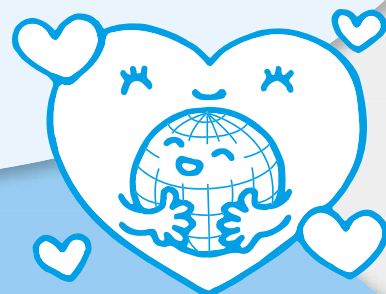
重点プロジェクト……スピーディーに確実に対応する

重点 1

CO₂を削減して、 地球にやさしい生活を心がけよう

目標:CO₂排出量を知り、CO₂排出量を削減する

- ◆(仮称)西東京市地球温暖化対策地域推進計画を策定する
西東京市全体の地球温暖化対策を推進する計画を策定し、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責任と役割で温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。
- ◆西東京市地球温暖化対策実行計画を着実に推進する
西東京市地球温暖化対策実行計画の環境配慮行動を着実に実行し、市が率先して事務事業(施設)から排出する温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。



重点 3

ごみ資源化を進めるとともに、ごみを減量させよう

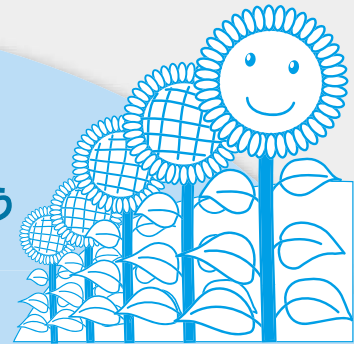
目標:ごみを減量する

- ◆家庭ごみの発生抑制と生ごみ類の減量化
ごみの発生そのものの少ない地域社会を目指して、マイバッグ運動や家庭で取り組めるごみ減量法の研究と普及啓発等により、家庭ごみの発生抑制と生ごみ類の減量化に取り組みます。
- ◆ごみ資源化の推進
プラスチック容器包装類の発生抑制や、食品トレーなどを削減するための関係機関の協力体制づくり、廃食用油の活用検討等、ごみ資源化に取り組みます。

重点 2

みどりに囲まれて豊かに過ごそう

目標:身近なみどりを守り育てる



◆みどり豊かな市街地の形成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すため、景観に配慮したみどりの確保や、市民、NPOなどとの協力によりみどり豊かな市街地の形成に取り組みます。

◆個性のある公園づくり

市のシンボルとなるようなみどり豊かな区域づくりを進めるとともに、市内のそれぞれの区域の特性に応じた個性ある公園づくりに取り組みます。

重点 4

環境の大切さを学び、 環境をよくする活動に率先して取り組もう

目標:環境への理解を深め、環境を保全・改善する活動の担い手を育てる。

◆環境活動の担い手の育成

ライフステージや関心・理解の度合いに応じた学習機会の提供などによって環境保全活動の推進役や環境保全活動に率先して取り組む人材の養成に取り組みます。

◆環境に関する情報の発信・共有

環境学習や環境保全活動に必要な情報や市内の環境保全活動の状況を集積し、情報を市民みんなが共有できるよう、環境情報の提供に取り組みます。

第6章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進体制

(1) 現状と課題

計画前期における施策の方向性及び現状と課題

施策の方向性

専門的な立場から環境基本計画の策定、見直し等を行う市長の付属機関として「西東京市環境審議会」を設置するとともに、重点プロジェクトごとに市民・関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、重点プロジェクト全体の取組状況を把握するための「推進協議会」の設置にも取組みます。また、行政内部の推進組織として「庁内推進委員会」を設置します。

現 状

環境審議会は、「環境学習を支え推進するための基本的な考え方について」等を市長に答申したほか、市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけて毎年作成している「西東京市環境白書」により、市全体の取り組みを評価しています。

推進協議会については、現在設置されていませんが、推進組織については、前期計画の重点プロジェクト2及び5を推進するため環境保全活動等推進員を設置し、「環境フェスティバル」「地球温暖化シンポジウム」の開催や市立小学校における「緑のカーテン」等の重点プロジェクトの推進に取り組んでいます。また、前期計画の重点プロジェクト1及び3については、公園等管理協力会員や廃棄物等減量推進員を活用して推進しています。

庁内推進委員会については、環境基本計画について検討し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「西東京市環境基本計画策定職員プロジェクトチーム」を設置しています。

課 題

- ◆推進協議会の設置
- ◆重点プロジェクトごとの推進組織の設置

(2) 今後の方向性

計画後期の取り組み

◆ 環境審議会

現行のまま、専門的な立場から環境基本計画の策定、見直し等を行う市長の付属機関として位置づけます。また、市の環境の現状と環境保全等に関する施策の年次報告書として位置づけられる「西東京市環境白書」により、環境保全の取り組みを評価します。

◆ 推進組織、推進協議会

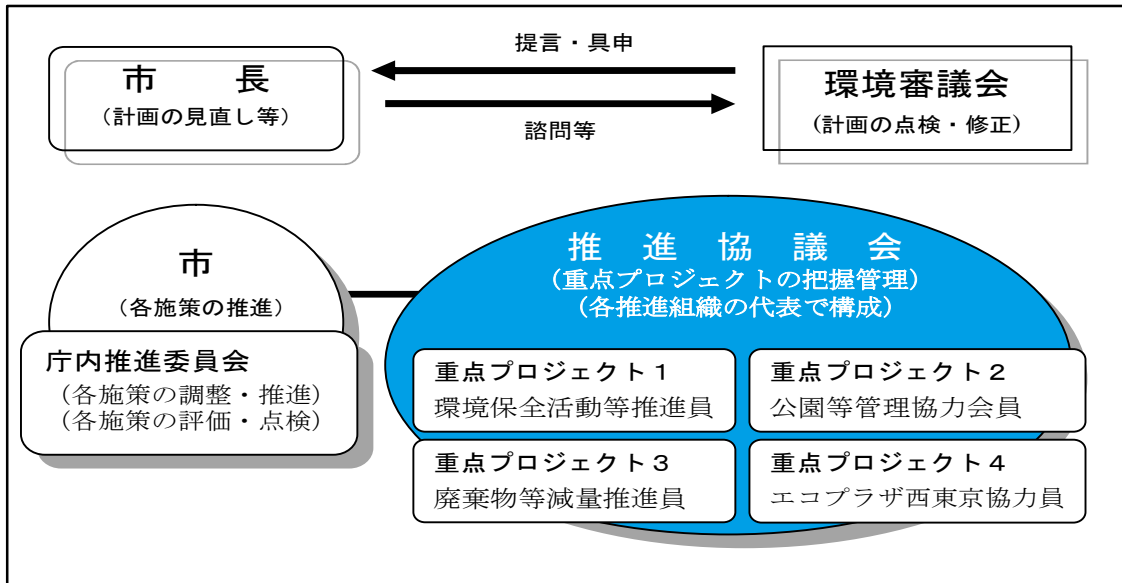
エコプラザ西東京の施設運営や環境学習事業を推進するため、エコプラザ西東京協力員が設置され、重点プロジェクト4を推進する体制が整いました。そのため、重点プロジェクト1から3については、現在活用している推進組織を重点プロジェクトごとに位置づけ、各推進組織がそれぞれの重点プロジェクトに専念し着実に推進する必要があります。推進協議会については、重点プロジェクト全体の進捗状況を一元的に把握・管理し、各推進組織の連携を深めるためにも、各推進組織の代表等で構成される推進協議会の設置について今後検討を進め、早期に設置する必要があります。

◆ 庁内推進委員会

階層的に広がりを見せる地域の環境問題と深刻化する地球環境問題に優先的に取り組むため、環境に係る施策を調整し、積極的に推進するとともに、計画の進捗状況を把握し、評価・点検した上で、その後の方向性を検討する組織を設置する必要があります。設置に当たっては、地域全体の環境保全施策と庁内の環境配慮行動を一体的に管理できる仕組みを検討する必要があります。

重点プロジェクト		推進組織
重点1	CO ₂ を削減して、地球にやさしい生活を心がけよう	環境保全活動等推進員
重点2	みどりに囲まれて豊かに過ごそう	公園等管理協力会員
重点3	ごみ資源化を進めるとともに、ごみを減量させよう	廃棄物等減量推進員
重点4	環境の大切さを学び、環境をよくする活動に率先して取り組もう	エコプラザ西東京協力員

図7 見直した体制



2 進行管理の手法

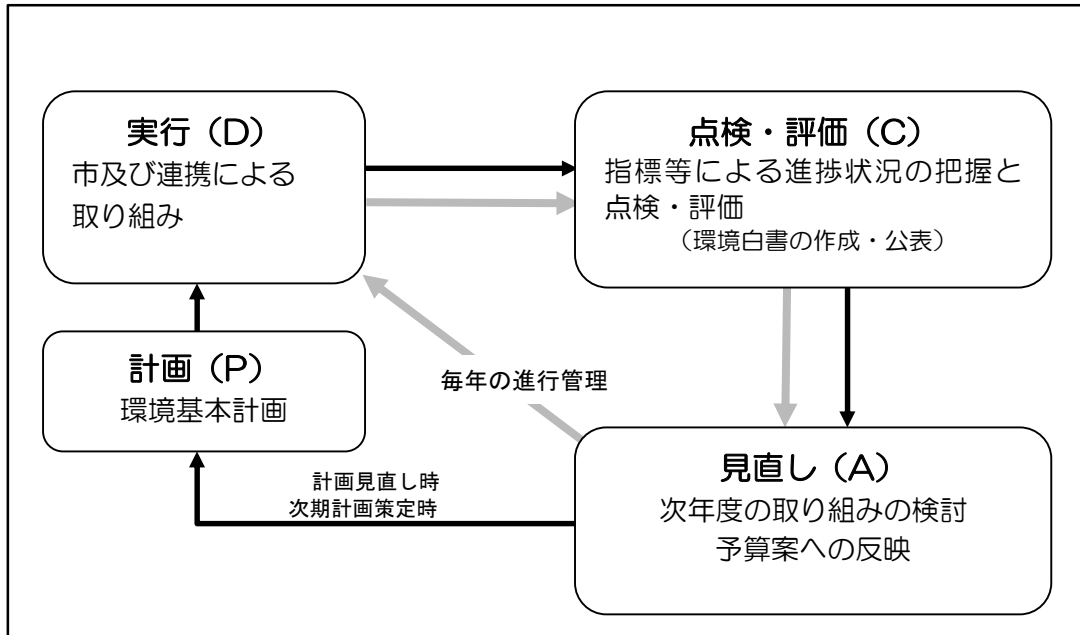
(1) 現状と課題

計画前期における施策の方向性及び現状と課題
施策の方向性
<p>市民や事業者の取り組みに関しては、推進協議会が中心となって、進捗状況の把握と点検・評価を行います。市の施策に関しては、環境マネジメントシステムにより、取り組みの実効性を確保します。</p> <p>また、点検・評価に必要な目標・指標を用いるとともに、取り組み状況を点検・評価した「西東京市環境白書」を毎年作成・公表して意見を募集するなど、幅広い市民の参加を得ながら、計画の進行管理を進めます。</p>
現 状
<p>市民や事業者の取り組みに関して進捗状況の把握と点検・評価を行う推進協議会は、設置されていません。市の施策に関しては、一部の公共施設に平成 15 年に認証を取得した ISO14001 による環境マネジメントシステムによって進行管理を行っています。</p> <p>また、可能な限り目標・指標を用い、環境審議会が取り組み状況を点検・評価した「環境白書」を毎年作成し、公表して意見の募集を行っています。</p>
課 題
<ul style="list-style-type: none">◆推進協議会による重点プロジェクトの点検・評価◆環境マネジメントシステム適用範囲をすべての公共施設に拡大する必要がある。◆わかりやすい環境白書の作成

(2) 今後の方向性

計画後期の取り組み
<p>推進協議会を早期に設置し、位置づけ及び構成を見直した庁内推進組織と連携して、PDCA サイクルにより進捗状況の把握と点検・評価に努める必要があります。</p> <p>環境マネジメントシステムの適用範囲については、全ての事務・事業、全ての施設に範囲を拡大します。</p> <p>また、毎年作成し公表する「環境白書」については、目標・指標、図や写真なども活用するほか、取り組みに対する評価コメントを記載するなど、よりわかりやすい内容に見直す必要があります。</p>

図8 PDCA サイクルによる進行管理



資料

1 計画策定の経緯

(1) 西東京市環境審議会委員

(任期：平成18年7月～平成20年6月)

氏名	選出区分	備考
池田干城	公募市民	
今井文男	公募市民	
櫻井誠一郎	公募市民	会長
渡邊幸太郎	公募市民	
宇都宮久馬	事業者	平成18年7月1日～平成19年5月17日
太田清	事業者	平成19年5月18日～平成20年6月30日
忠地幸寿	事業者	
橋本和仁	学識経験者	
矢内秋生	学識経験者	副会長
大町洋	関係行政機関	平成18年7月1日～平成20年3月31日
前島正明	関係行政機関	平成20年4月1日～平成20年6月30日
中村眞一	関係行政機関	平成18年7月1日～平成19年3月31日
宮川正孝	関係行政機関	平成19年4月1日～平成20年6月30日
齋藤祐磁	関係行政機関	平成20年4月1日～平成20年6月30日

(2) 会議等の経緯

環境審議会（平成 18 年度～平成 20 年度）

平成 18 年度	7月 14 日	○委嘱式 ○第 1 回西東京市環境審議会 ・会長・副会長の選出 ・傍聴要領について ・会議録について ・今後の会議開催予定について
	10月 27 日	○第 2 回西東京市環境審議会 ・西東京市環境の概況及び環境基本計画の状況について
	12月 15 日	○第 3 回西東京市環境審議会 ・諮問「西東京市環境基本計画見直しについて」 ・環境基本計画の構成について
	2月 16 日	○第 4 回西東京市環境審議会 重点プロジェクト3の現状と課題について
平成 19 年度	4月 20 日	○第 1 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト5の現状と課題について
	5月 18 日	○第 2 回西東京市環境審議会 ・計画見直しに係る市民等アンケート調査について
	6月 15 日	○第 3 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト2の現状と課題について
	7月 20 日	○第 4 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト1の現状と課題について
	9月 21 日	○第 5 回西東京市環境審議会 ・重点プロジェクト4の現状と課題について
	10月 19 日	○第 6 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画の重点プロジェクトの課題・問題点について
	11月 19 日	○第 7 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画の重点プロジェクトの課題・問題点について
	12月 21 日	○第 8 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画見直し市民アンケートについて
	1月 18 日	○第 9 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画見直しアンケート調査結果について ・環境基本計画改訂版中間のまとめについて
	2月 15 日	○第 10 回西東京市環境審議会 ・環境基本計画改訂版中間のまとめについて
平成 20 年度	4月 18 日	○第 1 回西東京市環境審議会 ・西東京市環境基本計画の見直し（中間のまとめ）へのパブリックコメント(市民意見)について
	5月 16 日	○第 2 回西東京市環境審議会 ・西東京市環境基本計画中間見直しの答申案について ・エコプラザ西東京視察

(3) 環境アンケート調査の実施状況

①市民アンケート調査

対象者	西東京市在住の18歳以上の市民 159,491人 (平成19年10月1日現在)
サンプル数	2,000人(無作為抽出)
調査期間	平成19年10月5日～平成19年10月17日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数(割合)	847(42.4%)

②小学生アンケート調査

対象者	平成19年度に緑のカーテンを実施した5校を抽出					
	田無 小学校	保谷第一 小学校	東伏見 小学校	碧山 小学校	けやき 小学校	合計
	5年生	4年生	5年生	6年生	5年生	—
サンプル数	97人	65人	88人	86人	126人	462人
調査期間 (実施年は 平成19年)	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月5日	10月18日 ～ 11月6日	—
調査方法	授業中に実施					—
有効回答数 (割合)	89 (91.8%)	65 (100%)	88 (100%)	85 (98.8%)	120 (95.2%)	447 (96.8%)

③事業者アンケート調査

対象者	西東京市内の従業員数が概ね5人以上の5,396事業者 (平成16年事業所・企業統計調査)
サンプル数	200事業所(平成16年事業所・企業統計調査(総務省統計局)による事業所リストより無作為抽出)?
調査期間	平成19年10月6日～平成19年10月16日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数(割合)	62(31.0%)

④商店アンケート調査

対象者	西東京市内の商店者 2,034店舗(平成19年8月末登録数)
サンプル数	50店舗 (市内商店会のリストより産業振興課による無作為抽出)
調査期間	平成19年10月4日～平成19年10月17日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数(割合)	33(66.0%)

⑤農業従事者アンケート調査

対象者	西東京市内の農業従事者 291 人（平成 19 年）
サンプル数	50 世帯（産業振興課による無作為抽出）
調査期間	平成 19 年 10 月 4 日～平成 19 年 10 月 17 日
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収法
有効回答数（割合）	39（78.0%）

(4) 西東京市環境基本計画見直しに係る諮問（写）

18西環環第405号
平成18年12月15日

西東京市環境審議会
会長 櫻井 誠一郎 様

西東京市長 坂口 光治

西東京市環境基本計画の見直しについて（諮問）

このことについて、西東京市環境基本条例（平成14年3月条例第8号）第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項 西東京市環境基本計画の見直しについて

2 諮問理由

西東京市では、西東京市環境基本条例の基本理念のもと、持続可能な循環型社会を目指すため平成16年3月に西東京市環境基本計画を策定し、環境施策の推進に努めてまいりました。環境基本計画は、社会経済事情の変動や計画の進捗状況により、計画策定の5年後を目途に見直しを行うこととなっています。

環境をめぐる社会経済情勢については、廃棄物やアスベスト等の環境問題が深刻化するとともに、地球規模で温室効果ガスを削減していく京都議定書の発効が行われるなど、急速に変化しています。また、計画そのものの課題として、重点プロジェクトの一層の充実と強化が必要であると考えています。

このような背景のもと、実行性を着眼点とした環境基本計画の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

3 答申時期 平成20年6月

(5) 西東京市環境基本計画見直しに係る答申(写)

平成20年6月27日

西東京市長 坂口 光治 様

西東京市環境審議会
会長 櫻井 誠一郎

西東京市環境基本計画見直しについて(答申)

平成18年12月15日付18西環環第405号にて諮問のありました「西東京市環境基本計画の見直し」について別添「西東京市環境基本計画(答申)」のとおり答申致します。

この答申を取りまとめるにあたって、当審議会は2年間にわたり多面的な視点に立った審議を重ねてまいりました。さらに平成20年3月にまとめた「答申中間まとめ」に基づく「パブリックコメント」において提出された市民の意見などを参考にし、慎重に審議を行いました。

これらの審議の経緯を十分にご留意頂き、「西東京市環境基本計画」の決定に際しては、この答申が最大限に尊重されますよう要望いたします。

環境基本計画の改訂にあたって（序言）

平成大合併の先駆けとなった西東京市は、早々に「西東京市環境基本条例」を制定し、その17条に基づき、平成16年3月に「西東京市環境基本計画」を策定した。その後、計画期間10年間のうちの5年が経ち、中間見直しを行った。

基本計画策定後に、急浮上した環境課題として「地球温暖化」が挙げられる。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告以降、地球温暖化の原因が大気中のCO₂等温室効果ガス濃度の増大であることがほぼ断定された。その予兆はすでに、国内外で感じられていた。

この課題の克服は、化石エネルギー依存の生産・消費行動を見直し、如何にしてCO₂排出量を削減するかにかかっており、現在、京都議定書後の枠組みづくりを目指して、国際的に論議の最中にある。

西東京市の対応としては、すでに推進している「地球温暖化対策実行計画」と、まもなく策定予定の「地球温暖化対策地域推進計画」を着実に実行することに尽きる。

地域の環境については、市内人口（人口密度）の増大に伴い都市化が進み、生活空間は変質して地域に特有の景観がしだいに失われ始めている。また、自動車交通量の増加によって、幹線道路の混雑と渋滞が常態化し、過剰な二酸化炭素発生の原因になっている。

環境指標をみると、河川の水質、土壌の汚染等に目配りが必要であること、高濃度の光化学オキシダントの出現日数が都内全域で増加していることが、ひき続き課題である。

交通渋滞や大気汚染の解消には広域的な連携が不可欠で、その実行性が求められる。

西東京市は都区部並みの人口密度を有しながら、それらに比べて、公園や道路の都市基盤が貧弱である。これまで市民・事業者と協力して、「西東京市いこいの森公園」の開園、「西原自然公園」の植生管理、計画道路の環境配慮など、一定の成果をあげてきた。また、交通不便の解消とCO₂対策を考慮して、コミュニティバスの運行と駅周辺の自転車駐車場の設置を推進してきた。

今後の課題は、いやしやすらぎの醸成や街並み景観の創出に有効な、民有地の庭木（屋敷林）、生け垣、ストリートガーデンなど、みどりを増やして行く必要がある。これら民有地のみどりと街路樹と公園等を連携させてみどりのネットワークを創出することにより、都市自然生態系や風の道が形成され、ヒートアイランド現象の緩和にも期待できる。

西東京市は、循環型地域社会の形成に向けて廃棄物の減量をめざし、「容器包装リサイクル法」に基づくリサイクルの徹底と、ごみ袋有料化と家庭ごみの個別収集を実施した。今後の課題は、事業系ごみの排出抑制と家庭ごみの持続的な減量を推進することにある。

地球温暖化問題と並存、潜在していた世界の食糧生産の不安定性が、食物価格の上昇となって顕在化し始めている。一方で、食の安全に対する意識の高まりと、CO₂排出削減を意識したフードマイレージの考え方も定着してきている。

ここに、農と消費の一体化、地産地消の取り組みの重要性がある。みどりの保全とCO₂

排出削減の観点から、市内農家との協働の可能性を積極的に探るべきである。

西東京市は、国内外及び地域の環境情報を集積し、これを発信して市民等と情報を共有する必要がある。そのさい、環境団体やNPO法人、それに環境リーダー等と協働で、環境学習や環境保全活動を通じて推進する方法がある。

すでに、環境リーダー等、環境保全に取り組む人材の育成を始めているが、「エコプラザ西東京」の開館後はそこを拠点として、今後も人材の育成を継続することを期待する。

市民等が「わが街」を大切に思う気持ち・感情は、「わが街」をよく理解することから醸成される。「わが街」がよく理解されれば、地域の環境の理解も深まることが期待できる。

環境に対する意識は、時代の流れや社会状況の変化によって異なってくる。それに対応するためには、つねに意識の改革が求められ、絶え間のない学習が必要になる。

有限の地球環境に生存する私たちは、将来世代にわたって持続可能な環境を確保するために、環境学習を継続する必要がある、それは生涯学習そのものである。

「環境基本計画」改訂にあたって、西東京市の「目指すべき環境の姿」に変更はなく、現行の基本方針1～4、及び施策の方向性について、前期計画を踏襲した。ただし、前期計画期間に生じた社会状況の変化、施策の取り組み状況、法整備など客観的事情に対応するための変更は、これを行っている。

後期計画にあっては、優先的に取り組むべき「重点プロジェクト」の改訂と、計画の「推進体制」の確立をその中心に据えた。

重点プロジェクトは、これまでの取り組みの成果及び課題を受けて全面的に見直すこととし、厳選して4課題を掲げて、それぞれに目標をおいた。各課題のキーワードは、①地球温暖化対策、②みどりの保全・創出、③ごみの減量、④人材の育成 である。

計画の推進体制を充実するために、重点プロジェクトの「推進組織」及びその進捗状況を把握・管理する「推進協議会」の考えを明確にした。

推進組織は、①環境保全活動等推進員、②公園等管理協力会員、③廃棄物等減量推進員、④エコプラザ西東京協力員 が対応し、それぞれ重点プロジェクトに専念する。また、推進協議会は、推進組織の代表等が構成メンバーとなり、重点プロジェクト全体を管理する。

後期計画の実効性と新重点プロジェクトの成否は、行政と推進組織・推進協議会、及び市民・事業者との連携、機能強化にかかっている。

以上の考え方を基本に据えて、「西東京市環境基本計画」の改訂を答申するので、西東京市は、これまでの取り組みの成果及び課題、さらに地球規模の環境変化や国内の社会状況を踏まえて、環境への負荷の少ない先進的な地域環境を実現するよう努力して欲しい。

2 西東京市環境基本条例

平成14年3月29日条例第8号
改正 平成18年3月31日条例第12号

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組み

に依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、西東京市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本

的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要の施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務

を有する。

- 3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。
- 3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないように相互に配慮しなければならない。
- 4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標及び基本方針
- (2) 施策の大綱
- (3) 環境配慮指針
- (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及

び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。
(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等 (環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、国、東京都及びその他の地方公

共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼ

すことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会等

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
 - (3) その他環境施策に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 公募市民 4人以内
 - (2) 事業者 2人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) 関係行政機関の職員 2人以内
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境保全活動等推進員)

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。
- 3 推進員の活動等について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(指導、勧告等)

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7

月1日から施行する。

施策事業スケジュール

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
				継続	長期
基1-(1)	①環境汚染の監視	<p>河川の水質や大気汚染、騒音、地下水などの状況について、定期的な調査をすることにより、環境汚染の発生状況を監視します。</p> <p>ディーゼル車規制や土壌汚染対策など、国や東京都の取り組みに協力・連携して環境汚染対策を推進します。</p> <p>国や東京都などで行われている環境調査の把握、新たな環境汚染問題の状況など、環境に関する情報を収集していきます。</p> <p>公害問題に関する情報を、市のホームページや広報紙などを通じて事業者や市民に積極的に提供します。</p> <p>大気汚染や河川の水質に関して、市民ボランティアやNPOなどが日常的に調査に参加できるような環境指標の設定を検討します。</p> <p>自動車利用の抑制、低公害車の普及、公共下水道への接続、建設工事などにおける公害対策の徹底などに関して、市民や事業者の意識の高揚を図ります。</p> <p>環境汚染の防止に向けて、関係機関と協力しながら対策を進めます。</p> <p>公害問題が発生した際には、関係機関との協力や当事者間での理解、対策の促進などにより解決を図ります。</p> <p>自動車利用の抑制や低公害車の導入など、環境汚染の防止に関して庁内での率先的な取り組みを進めます。</p> <p>自動車交通の円滑な流れを確保するため、都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。</p>	環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			各部局	◎	
			道路建設課	◎	
基1-(2)	①道路ネットワークの形成	<p>今後の新たな幹線道路整備に当たっては、将来的な社会情勢の変化や道路整備による環境への影響などについて十分配慮し、市民の意見を採り入れながら検討を行います。また、国や東京都などと連携しながら進めていきます。</p> <p>幹線道路の整備に当たっては、将来の歩行者中心社会に向けてゆとりある歩道や植栽帯など、地域特性を活かした環境配慮を行うよう東京都に要請します。</p> <p>道路交通の円滑化を図るため、鉄道の連続立体交差化に向けて、近隣自治体などと広域的に連携しながら調査・研究を進めるとともに、事業者に対する要請を行います。</p>	都市計画課	◎	
			都市計画課	◎	

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基1-(2)	①道路ネットワークの形成	<p>環境基本計画「市の取り組み内容」</p> <p>幹線道路の交差点など、交通渋滞の多発する地点では、渋滞の解消に向けて、関係機関との連携のもとで、有効な対策を検討していきます。</p> <p>コミュニティバス（はなバス）の運行については、運行経路や便数などの検証を行い、計画的に推進していきます。</p> <p>自動車利用を減らし、公共交通機関などの利用を増やすよう、市民や事業者に働きかけます。</p> <p>道路の整備に当たっては、歩車道の分離や歩道の拡幅員化を進め、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。また、車椅子なども含め様々な利用者が安全に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から整備を行います。</p> <p>人に優しい歩行者空間を確保するため、歩車道の段差解消や電線の地中化を、関係機関と連携しながら進めていきます。</p> <p>生活道路の整備状況や利用状況を把握し、地域の実情にあわせた生活道路の拡幅及び新設整備を進めます。</p> <p>安全な交通を確保するため、交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を実施していきます。</p> <p>自転車の活用を促進するため、市内の駅周辺などにおいて自転車駐車場の整備を行います。</p> <p>市民や事業者に、自動車利用を自粛し、徒歩や自転車利用を行うよう、意識啓発を行います。</p> <p>市内の交通量の調査を行います。</p> <p>市民や事業者の参加により策定した交通計画の基本計画を実現するため、実施主体となる関連部署と連携し、歩行者・自転車交通施策の推進を図ります。</p> <p>自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全な通行ができるような道路の確保、自転車や歩行者中心の道路環境形成に向けた検討を行います。</p> <p>地域の特性を活かした都市づくりを計画的に進めるため、状況に応じた用途地域の見直しを行います。</p>	都市計画課	◎	◎	
	②公共交通システムの充実		都市計画課	◎		
	③歩行者・自転車交通施策の推進		都市計画課	◎		◎
基1-(3)	①美しい都市景観の形成	道路建設課	◎			
		道路建設課	◎			
		道路建設課	◎			
		道路管理課	◎			
		道路管理課	◎			
		都市計画課			◎	
		環境保全課	◎			
		都市計画課			◎	
		道路管理課	◎			
		都市計画課	◎			

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
				継続	短期 長期
基1-(3)	①美しい都市景観の形成	<p>良好な景観整備のための取り組みの検討を行います。特に高層マンションなどの大規模建築物に関しては、良好な地域景観の形成の面からも対応を検討していきます。</p> <p>平成17年10月に策定した住宅マスタープランに基づき、良好な住宅地の形成に向けた施策の推進を図ります。</p> <p>地区計画制度や「人にやさしいまちづくり条例」などにより、地域固有の都市景観形成の観点から、まとまりのある住宅地の形成を進めます</p> <p>屋外広告物、看板などについては、都市景観に与える影響について配慮し、周辺景観と調和するよう検討していきます。</p> <p>街路灯などの夜間照明は、地域の状況に応じた設置を行うよう配慮します。これにより夜間照明による市民生活や動植物への悪影響を防止します。</p> <p>「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、開発業者に対して、良好な自然環境及び居住環境を確保するよう指導します。</p> <p>都市美化に向けた市民の自主的な活動を支援していきます。</p> <p>駅周辺の路上の美化清掃及び路上喫煙・ポイ捨て防止地区の設定や歩きだこの防止などマナー向上に向けた取り組みを推進します。</p> <p>自転車の放置をなくすために、駅周辺などを中心に自転車駐車場への誘導などの取り組みを推進します。</p> <p>粗大ごみなどの不法投棄行為の防止に向けて、事業者や市民へごみ出しルールに関する周知の徹底を図ります。</p> <p>東大農場の市民開放を促進したり、みどり豊かな空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。</p> <p>農業の活性化により現存する農地の維持を図るため、農地の生産性を高めるなど優良農地の育成に努めます。</p> <p>農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。</p>	都市計画課	◎	
			都市計画課		◎
			都市計画課	◎	
			都市計画課		◎
			道路管理課	◎	
			都市計画課	◎	
			環境保全課	◎	
			環境保全課	◎	
			道路管理課	◎	
			ごみ減量推進課	◎	
基2-(1)	①東大農場のみのり の活用 の検討	東大農場の市民開放を促進したり、みどり豊かな空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。	企画政策課	◎	
			産業振興課	◎	
	②農地の保全	農業が収益性の高い魅力のある産業となるよう、市内で生産される農産物などの商品価値を高め、魅力ある農業経営となるよう支援します。	産業振興課	◎	

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
基2-(1)	環境基本計画「市の取り組み内容」	都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		教育指導課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	
②農地の保全	<p>生産緑地の追加指定を進めます。</p> <p>耕作が困難な生産緑地について、所有者からの買取の申し出があった場合には、市による買い取り、緑地としての保存を検討します。</p> <p>就農希望者に対して技術的支援を行うなど、農業後継者の育成について検討します。</p> <p>農地耕作の維持に向けて、市民参加による農作業の支援体制として援農ボランティアの育成を進めます。</p> <p>環境にやさしい農業の普及を図るため、土づくりや農業技術などに関する支援について検討します。</p> <p>耕作の継続が困難な農地については、市民と農業のふれあいの場として市民農園としての活用を推進します。</p> <p>市民が農業にふれ、農業を理解するための、農業体験の場として、体験型農園等の取り組みを推進します。</p> <p>小中学校では、農業体験教育を取り入れます。</p>	都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		教育指導課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	
③樹林地の保全	<p>緑地保全地区・緑地保全地域の保全を継続して進めるとともに、追加指定を行う可能性についても検討していきます。</p> <p>保存樹木、保存樹林制度について、市民への周知を図るとともに、制度の活用により、民有地における樹林地・樹木の保全を支援します。</p> <p>緑地保全に関する市民の理解を高めるため、西東京市の緑地の状況などに関する情報提供を行います。また、屋敷林の見学会などのイベントにより、樹林地保全の機運を醸成します。</p> <p>樹林地所有者と緑化活動への参加を希望する市民との調整や、緑化に関する市民への技術的な支援など、市と市民の連携に基づく緑化、樹林地管理活動を推進します。</p> <p>市民から買い取り申し出のあった樹林地や、開発により消失のおそれのある樹林地については、市が設定している「まちづくり整備基金」の活用などによる買い取りや借地化を検討し、保全を図ります。</p>	都市計画課	◎	
		都市計画課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		産業振興課		◎
		産業振興課	◎	
		教育指導課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	
		みどり公園課	◎	

基2-(1)	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
				継続	短期 長期
④公園、空き地等の活用		公園を利用した市民のコミュニケーションや環境保全活動の展開を進めます。	みどり公園課	◎	
		東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行います。	みどり公園課		◎
		買い取り申し出のあった生産緑地や雑木林、屋敷林などを計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保や既存の公園の拡張を図ります。	都市計画課 みどり公園課		◎
		公園が不足している地域を優先して、新規の公園整備を推進します。	みどり公園課	◎	
		公園の整備を検討する際には、市民の需要や要望について把握し、地域住民の参加を得ながら進めます。	みどり公園課	◎	
		街路整備における余剰地を活用して、散策時の休憩や憩いの場として利用できるポケットパークを整備します。	みどり公園課	◎	
		白子川や新川といったふたかけ河川を散歩道として緑道化を図るとともに、市内に点在する公園や社寺、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。	みどり公園課	◎	
		公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を推進します。	みどり公園課	◎	
		市民が中心となった公園づくりを進めるため、公園内の雑木林管理・清掃などの維持管理について、公園ボランティア活動を進めます。	みどり公園課	◎	
		市内の緑被率について、定期的な調査を行い、緑地の状況を把握します。	みどり公園課	◎	
⑤みどりのネットワークの創出		街路樹や道路脇の植栽などの新規整備を検討します。特に幹線道路や生活道路の新規整備、改修などの際に、街路樹などを積極的に取り入れていきます。	道路建設課	◎	
		街路樹の管理を適切に行い、剪定の時期や方法などは、地域住民への配慮なども含めて慎重に実施します。	道路管理課	◎	
		公園や樹林地、道路などについて、清掃や落ち葉かきなどの管理を地域住民が中心となつて進めていくため、公園等管理協力会員制度を推進します。	みどり公園課	◎	

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基2-(1)	⑤みどりのネットワークの創出	環境基本計画「市の取り組み内容」 公共施設においては、敷地内の緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化・壁面緑化も検討します。 グリーンバンク制度を広く市民に周知し、促進を図ります。 住宅の生垣化などによる緑化を支援します。 大規模マンション建設等により緑地を開発した際には、「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行うことにより、緑地の総量を確保するなど、緑地の総量を確保するための制度を検討します。 無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を進めるため、宅地開発などに関する「人にやさしいまちづくり条例」に基づく指導を行います。	各部局	◎		
			みどり公園課	◎		
			みどり公園課	◎		
基2-(2)	①身近な水辺の創出	石神井川については、市民に開放された親水公園の整備と、川に沿った親水機能のある良好な空間の再生を都に要請します。 玉川上水、千川上水については、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性の向上を目指します。 石神井川周辺の美化活動を市民とともに行うことなどにより、市民の石神井川への関心を高めます。 公園に親水池を設置するなど、水にふれることのできる場所を創出します。	都市計画課	◎		
			みどり公園課	◎		
			みどり公園課			◎
基2-(3)	①自然とのふれあいの確保	公共施設や家庭などへの雨水浸透ますの設置や貯留施設の整備の推進により、雨水の地下浸透を進めます。 公共施設での雨水貯留利用を進めます。 道路や公共施設の敷地では、透水性舗装など、雨水が地下へ浸透する面の確保に努めます。 西東京市の自然環境の現状について把握するため、市民などの協力を得ながら調査を行います。	環境保全課		◎	
			みどり公園課			◎
			下水道課	◎		
			下水道課	◎		
			建築営繕課 道路建設課	◎		
			みどり公園課	◎		

基	体	系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
					継続	短期	長期
基2-(3)	①自然とのふれあいの確保		農地や樹林地、河川などの保全に関して、野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつつながりを持って保存されるよう保全方策を検討します。	みどり公園課			◎
			野生生物の生息地として重要な地域について、保全対策を実施します。	みどり公園課 環境保全課			◎
基2-(4)	①歴史的・文化的環境資源の確保		外来の生物は、地域の自然生態系や在来の生物に悪影響を及ぼすこともあるため留意するとともに、東京都と連携して適切な対応をとります。	環境保全課	◎		
			空き地や公園を利用して、西東京市に昔から生育していた在来の野草や樹木の観察ができるような整備を検討します。	みどり公園課	◎		
基3-(1)	①地球温暖化問題への対応		小中学校や公園などにおいて、野生生物に配慮したビオトープの整備を検討します。	みどり公園課 学校運営課	◎		
			文化財については、先人たちの生活を知る資料であるだけでなく、本市の自然に育まれて生み出され、残されてきたものともいえます。したがって、環境保全の観点からも重要な要素として、保存や復元に努めていきます。	社会教育課	◎		
基3-(1)			郷土資料室において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。	社会教育課	◎		
			文化財に関する資料の作成や講座などを実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めます	社会教育課	◎		
基3-(1)			下野谷遺跡については、西東京市の貴重な文化財として市民の認識を高めるとともに、遺跡の保存と活用に向けた取り組みを進めます。	社会教育課	◎		
			省資源、省エネルギー、グリーン購入などを進めるため、市民や事業者の意識の高揚を図ります。	環境保全課	◎		
基3-(1)			家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。	環境保全課		◎	
			「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市としての具体的な地球温暖化対策の施策を推進します。	環境保全課	◎		
基3-(1)			市が率先して省エネルギーの推進、新エネルギー導入などの地球温暖化対策に取り組みます。	環境保全課	◎		

基	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
基3-(1)	①地球温暖化問題への対応	温室効果ガス削減の取り組みを全市的に推進していくための、基本的な方針や具体的なプロジェクトを定めた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。	環境保全課		◎	
	②ヒートアイランド現象への対策	ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果などを収集し、有効な対応策を検討します。 緑地の保全を進めます。 水循環の確保に向けた取り組みを進めます。 省エネルギーの推進により、庁舎などからの排熱を削減します。 公共施設の屋上緑化、学校にみどりのカーテン、校庭の芝生化を行います。 家庭における環境への負荷の低減や、事業所における環境マネジメントシステムの導入を啓発し、市民や事業者の環境への配慮を進めます。 省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。 市民や事業者の省エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。 市民や事業者の太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。	環境保全課 みどり公園課 下水道課 各部局 建築営繕課 学校運営課 環境保全課			◎
基3-(2)	③省エネルギーの推進	省エネルギーに関する取り組みを、市が率先して行います。	各部局	◎		
	④新エネルギーの推進	市民や事業者の太陽エネルギーなどの新エネルギーに関する理解を深め、機器の設置を促進するための支援策を行います。	環境保全課		◎	
基3-(2)	①ごみの再資源化と再生製品の利用	不用品の交換の場として、「りさいくる市」を開催します。またフリーマーケットなどの取り組みを支援します。	管財課 建築営繕課 ごみ減量推進課	◎		
				◎		

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
			継続	短期 長期	
基3-(2)	①ごみの再資源化と再生製品の利用	不用品の修理・販売について、シルバー人材センターによる取り組みを支援します。	◎		
		市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動を、継続して実施します。	◎		
		廃棄物減容（量）化基本計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進します。	◎		
		ごみの減量化に向けた市民や事業者とのネットワーク組織の構築を検討します。		◎	
		ごみの減量化に向けて、使い捨て製品や過剰包装などの改善を図るための制度の整備を東京都や国に働きかけます。	◎		
		事業系一般廃棄物の削減に向けて、処理手数料の規定の見直しなどの方策を検討します。		◎	
	②ごみの減量化	ごみ減量の重要性や減量のための方法などについて、講習会の開催や「マイバッグ運動」などにより、市民や事業者へ普及啓発を行います。そして、できるだけごみを出さないという意識を高めます。	ごみ減量推進課		◎
		ごみ減量意識の啓発を行っていくため、廃棄物減量等推進員を拡充します。	ごみ減量推進課	◎	
		事業活動に伴って発生するごみの減量や、長く使える製品の製造販売など、ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。	ごみ減量推進課		◎
		家庭からの剪定枝や生ごみを減量する方法を検討します。	ごみ減量推進課	◎	
		家庭の生ごみの減量化を進めるため、生ごみ減量化処理機器の購入の助成を行います。	ごみ減量推進課	◎	
		ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。	ごみ減量推進課	◎	
		ごみ処理についてはできるだけ再資源化を図り、焼却処分量を削減することを目指した方法を、柳泉園組合や関係市とともに検討します。	ごみ減量推進課	◎	
③環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築					

基	体	系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
					継続	短期	長期
基3-(3)	①	生ごみや剪定枝の堆肥化の推進	「資源循環」や「農薬及び化学肥料の使用を控えた農業」を推進する中で、生ごみや剪定枝から製造した堆肥について、農家での活用について検討します。	ごみ減量推進課 産業振興課			◎
		②	地産地消の推進	学校給食において、地場産農産物の使用を拡大します。	学校運営課	◎	
基4-(1)	①	環境情報の共有	小売店における地場産農産物の取扱いについて検討します。	産業振興課		◎	
			市民による農業ボランティア活動と、地場産農産物の消費を結びつけるために、地域通貨の活用などを含め、有効な手法を検討します。	産業振興課		◎	
			エコプラザ西東京を拠点に、環境情報を広く市民に向けて発信し、また市民からの情報を発信していきます。これにより、様々な市民団体との協力関係を築き、市民団体相互の情報共有を支えていきます。	環境保全課	◎		
			環境をテーマとしたイベントを企画し、開催します。また、市民を中心とした環境イベントにも参加し、積極的にイベントの支援を行います。	環境保全課	◎		
			環境白書の作成を通じて、西東京市や市を取り巻く環境の状況について把握するとともに、市の環境保全施策の状況について整理します。また、計画の数値目標や数値指標を基にして、環境保全の取り組みの状況について評価を行います。	環境保全課	◎		
基4-(2)	①	環境学習プログラムの推進	市のホームページや広報紙、市職員が講師となった学習機会の提供（出前講座）などを通して、環境白書などの各種環境情報を公開、提供します。	環境保全課	◎		
			市民や事業者から提供された環境情報や意見などには、市民と市の双方方向の情報共有ができる仕組みを検討します。	環境保全課			◎
			環境保全に関する政策形成過程においては、環境審議会や市民説明会など、新しい仕組みを取り入れていきます。	環境保全課			◎
基4-(2)			環境学習基本方針に基づき、環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習のシステム化を目指した学習の推進を図ります。	環境保全課			◎

体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール	
			継続	短期 長期
基4-(2)	①環境学習プログラムの推進 ②環境学習の推進体制の構築	「西東京市の環境」などの環境学習教材により、小中学校における環境学習を進めます。	◎	
		環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の活用を推進します。	◎	
		武蔵野大学をはじめとする大学機関等との連携をし、市民への環境学習教育や環境保全活動に関わる人材育成に取り組んでいきます。		◎
③環境学習の積極的な実施	環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体などの情報を整備し、小中学校の教育活動や市民講座などの講師としての活用を図ります。	社会教育課 環境保全課	◎	
	市民の環境問題に関する認識を高め、市民生活と結びついた環境保全の取り組みを促していくために、環境学習に関連した講座を開催します。	環境保全課 公民館	◎	
	「総合的な学習」の時間の活用などにより、小中学校やいこいの森公園等を活用した小中学生に対する環境教育を推進します。	教育指導課	◎	
基4-(3)	①環境保全活動を担う人材等の育成 ②環境保全活動の推進	自然環境学習を推進する自然観察会などを実施します。	◎	
		緑地の状況やみどりの大切さに関する市民の理解を啓発するための情報提供を行います。	◎	
		市民への意識啓発により、環境保全活動に関する市民の参加意識を高めます。また、環境リーダー等人材育成の講座を設けます。	環境保全課	◎
	地域活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。	環境保全課		◎
	市民団体による環境保全活動の実態を把握し、包括的に支援を行います。	環境保全課		◎
	小中学校において環境保全の美化活動や実践教育を取り入れます。	教育指導課	◎	

基 4-(4)	体系	環境基本計画「市の取り組み内容」	担当課	スケジュール		
				継続	短期	長期
	①各主体の連携	環境保全活動に取り組む「西東京市環境リーダー」を養成・登録し、活動の支援を行います。	環境保全課	◎		
	②広域的な連携	環境保全活動に関心のある市民や市民団体を把握し、活動したい人同士の結びつきを支援し、また活動しやすい環境づくりに努めます。 ごみ処理や大気汚染対策など、広域的に取り組むことでより高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めていきます。 広域的に対応すべき課題については、国・東京都及び関連自治体との連携を強化していきます。 環境施策に関する情報ネットワーク作り、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議などへの参加を検討していきます。	各部署 各部署 環境保全課	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎

西東京市環境基本計画（後期計画）

平成21年（2009年）3月

発行 西東京市

編集 西東京市生活環境部環境保全課

〒202-0011 西東京市泉町3-12-35(エコプラザ西東京)

TEL 042-438-4042 / FAX 042-421-5410

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

e-mail kankyou@city.nishitokyo.lg.jp



西東京市



はなみずき・つつじ・ひまわり・コスモス・すいせん・けやき
西東京市/市の木、花キャラクター